

Subject:  
Rules of Operation 業務規程

TÜV Rheinland Japan Ltd.  
Originated by: N.Sugimura  
Approved by: P. Zhang

## 第 1 章 総則

### 1.1 目的

この文書の目的は、テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社が電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する特定無線設備の技術基準適合証明に係る事業を実施するために必要な事項を定め、もって当該業務を公平、適切かつ円滑に運営をすることである。

なお、この文書は、当社の品質マニュアル「Manual Integrated Management System」に基づき作成したものであり、上述の事業を実施する為に特に注意すべき事項等について記述している。その他の関連文書として本マニュアルに基づく他の社内共通文書、及び本文書を補足する社内関連文書がある。

### 1.2 関係法規等

- 電波法(昭和 25 年法律第 131 号)
- 電波法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号)
- 無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)
- 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和 56 年郵政省令第 37 号)
- ISO/IEC 17025
- ISO/IEC 17065

### 1.3 用語

この業務規程においては名称、法令その他について以下の略語を使用している。

- 1.3.1 **TRJ:** テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社
- 1.3.2 **法:** 電波法
- 1.3.3 **大臣:** 総務大臣
- 1.3.4 **証明規則:** 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則
- 1.3.5 **証明:** 法第 38 条の 6 第 1 項に基づく特定無線設備の技術基準適合証明
- 1.3.6 **認証:** 法第 38 条の 24 第 1 項に基づく特定無線設備の工事設計についての認証
- 1.3.7 **証書:** 技術基準適合証明証書または工事設計認証書
- 1.3.8 **証明員:** 法別表第 4 に規定された資格を有し、かつ、総務大臣に選任の届出を行った、証明・認証の審査を行う者。

### 1.4 業務遂行上の基本的遵守事項

証明・認証業務遂行に際しては、下記に記載の基本的事項を遵守すること。

- 方針、手順、運用、利用、料金、その他において、特定の申込者を不当に差別的に取り扱わないこと。
- 申込内容が証明・認証業務内である限り、追加の条件を課すことなく申込者へ当該業務を提供すること。
- 技術基準適合証明、または工事設計についての認証を取得者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。
- 技術基準適合証明、または工事設計についての認証業務の公正な実施に支障を及ぼさないこと。
- 本業務に関わる職員は、当該業務の公共性及び重要性を自覚し、部門長の指示に従い、厳正に職務を遂行すること。

Subject:  
Rules of Operation 業務規程

TÜV Rheinland Japan Ltd.

Originated by: N.Sugimura

Approved by: P. Zhang

- 本業務及びその支援に関わるいかなる職員も、その職を辞した後を含み、職務上知りえた機密に関する事項を漏洩しないこと。

また、証明・認証手続き或いは当該業務において適用する基準・規格等は、法、または法に基づく関係省令等の規定類に基づく(1.2 項参照)のものであり、関連する規程類に記載の内容(証明・認証手続き、技術基準等)に疑問或いは判断・解釈困難と考えられる事項があり、社内判断が困難な場合には、担当窓口を通じて総務省へ確認を行い、適宜記録を残す。

#### 1.5 業務時間

登録業務に関わる業務時間は、昼食休憩 1 時間を含む 9 時 00 分から 18 時 00 分までとする。

#### 1.6 休日

休日は、次の通りとする:

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 祝祭日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日)
- (3) 12 月 29 日から 1 月 3 日(会社が定めた休日)

#### 1.7 業務時間及び休日の特例

TRJ は、所属部門の責任者が業務の遂行上必要と認めるときは、1.5 項及び 1.6 項にかかわらず、業務時間外、または休日に業務を行うことがある。

#### 1.8 業務実施場所等

当該登録に係る証明・認証業務を実施する事務所は以下のとおりとする。但し、証明・認証の申込みは TRJ の全ての事務所・試験所を通じ受け付ける。

神奈川県横浜市都筑区北山田 4-25-2

なお、試験については以下においても実施する。

大阪府大阪市東成区深江南 1-3-14 (関西テクノロジーセンター)

福岡県直方市大字植木 1245-2 直鞍産業振興センター ADOX 福岡内 (九州 EMC ラボラトリー)

また、申込者の要求により或いは当該業務実施に関わり、申込者等の事務所等において申込対象無線設備を確認する等 TRJ が必要と認めた場合、申込者と確認の後当該事務所等へ担当証明員が出向き業務を行う。

## 第 2 章 運営管理基準

### 2.1 体制、責任及び権限

当該業務に関わる部門、また、職員の負う責任と権限は以下のとおりである。

Subject:  
Rules of Operation 業務規程

TÜV Rheinland Japan Ltd.  
Originated by: N.Sugimura  
Approved by: P. Zhang

#### 部門

(1) 審査・認証部門

申請にかかわる照会対応、申込書の受理、通知書発行、証明・認証審査及び審査報告書作成、証書発行までのプロジェクトの遂行及び進捗管理、また、業務プロセスの規定や見直し、教育訓練、文書管理といった一連の品質管理プロセスの運用を行う。

(2) 技術支援部門

審査・認証部門からの依頼に基づき、申込受付登録、証書発行支援、証書・通知書(または、拒否通知書)発行・送付支援や、帳簿の作成・管理、2.11 項に関わるデータ作成及び TRJ ウェブサイト管理部門へ業務規程等の公示作業の依頼を行う。

(3) 製品試験部門

無線設備の特性試験、試験報告書作成、測定機器の管理、試験関連記録の管理、試験関連手順の構築・維持を行う。

また、TRJ のトップマネジメント(代表取締役)、製品認証・認定、品質マネジメント部門等は、社内規定の定めに従い、当該業務の運営に関わる管理及び支援を行う。

#### 職員

(1) 部門長

電気製品部の部長は、証明・認証等業務の適切な遂行に責任を持ち、当該業務を指揮・統括する。

(2) 品質管理者

品質管理者は、当該業務に関連する品質管理プロセスの運用に責任を有し、問題が発生した場合の是正対応を含め、業務の継続的改善に責任を有する。また、登録証明機関として、総務省との連絡窓口となり、適切なコミュニケーションを行う。

(3) 証明員

証明員は、証明・認証にかかわる審査を行い、それに基づく審査報告書を作成し、その可否の判定を行う。また、他の証明員が実施した審査の妥当性を確認し、証明・認証に相当すると判断した場合、その証書等の発行を行う。

証明員は、証明・認証の重要性を自覚し、公平性及び機密保持を順守するとともに、上司の指示に従い厳正に業務を遂行する。

(4) 無線設備の試験担当者

無線設備の試験担当者は、証明員の資格を有し、証明規則別表第 1 号に定める特性試験を行い、その際、法第 24 条の 2 第 4 項第 2 号のいずれかに相当する較正を行った測定器を使用する。

(5) 業務サポート要員

証明員からの指示に従い、申込受け登録、証書発行支援、証書・通知書及び請求書送付の一連の作業し、帳簿の作成・管理などの支援業務を行う。

#### 2.2 要員の管理

(1) 証明員選任基準及び解任

証明員は法別表第 4 号に規定する資格を有し、その選任または解任は TRJ 代表取締役が行う。証明員等の選任または解任を行った場合、証明規則第 9 条に規定する手続きによりその旨を大臣に届け出る。(5.4 項参照)

選任された者が当該業務を離れる場合(グループ内の他組織への移動・出向、退社、その他)、法に抵触する活動をした場合、或いはその他社内規定に基づき解任すべきと認めた場合は、当

Subject:  
Rules of Operation 業務規程

TÜV Rheinland Japan Ltd.  
Originated by: N.Sugimura  
Approved by: P. Zhang

該業務の任を解く。

TRJ は、証明員の名簿を作成し、管理する。

(2) 職員の配置

TRJ は、証明員等の配置(証明員等の選任及び解任を含む)については、当該業務の状況(申込みの増減、審査業務内容、その他)、人事異動、その他の状況及び選任基準を考慮し、当該業務遂行に支障のないよう、適正に配置する。

なお、業務に関わる証明員が、過去 2 年間役員或いは職員として申込者に雇用されていた場合、TRJ は、その申込者に関わる証明・認証に関わる業務をその者に行かせない。

(3) 教育及び訓練

TRJ は、証明・認証の業務に携わる新しい職員の指名や技術基準その他必要事項に応じて、関係職員の教育・訓練を適時行い、その記録を残す。また、関係事項に十分な経験及び知識を有する適切な者を教育・訓練の担当者として指名する。

2.3 試験の委託管理

無線設備の特性試験における試験の一部を他の者に委託する場合は、当該試験の適切な実施を確保するため、当該受託者と事前に、証明規則第 6 条第 2 項に規定された事項について契約書をもって取り決めるとともに、全ての委託案件において、試験が第 24 条の 2 第 4 項第 2 号で定める較正を行った測定器等を用いて行われたこと、また、証明規則別表第 1 号に定める特性試験が行われたことを確認する。また、試験業務委託契約先の氏名または名称及び住所を示した一覧表を付属書 4 として管理する。

2.4 測定機器及び設備の管理

無線設備の試験には、法第 24 条の 2 第 4 項第 2 号で定める較正を行った測定器等を用いる。これらの測定器は、社内共通手順に従い、製品試験部門にて、必要とされる較正、保守及び管理を行う。また、対象となる機器は、社内共通文書に従い、測定器の管理データベースに登録する。

2.5 文書管理

本文書を含む証明・認証業務に関わり発行或いは受理される一連の文書等(手順書、書式、申込者から/への提供文書、記録、データ、その他)は、社内共通手順に従い、適切に発行・管理し、或いは受理し、且つ、関係職員が利用できるようにする。なお、本文書を変更する場合には、直ちに大臣へ変更届出を行い、大臣への届出後にその変更規程を適用する。(5.4 項参照)

記録を修正する際には、修正前の内容が判別できるよう修正線を引き、近傍に修正内容を記す。また、その際、修正箇所の近くに(近くに記載できない場合は、文書の適切と考えられる箇所に、)修正理由を記載の上、修正者名、日付、署名或いはその者の印を示す。

申込者より提供を受けた文書等についても、社内文書と同様の方法での修正を可能とするが、その場合には、申込者と修正内容を確認することとする。但し、係る文書及びその修正内容が審査に関わり重要と認められる場合には、申込者に対し修正した文書の再提出を要求する。

これら文書・記録類の保存期間は、当該申込みに関わる業務終了後少なくとも 10 年以上とし、廃棄については、部門長の承認・指示の下適切に実施しなければならない。

2.6 帳簿管理

TRJ は、法第 38 条の 12 及び法第 38 条の 24 第 3 項に基づき、証明規則第 13 条第 1 項及び第 21 条に規定する帳簿を備え、保管する。

Subject:  
Rules of Operation 業務規程

TÜV Rheinland Japan Ltd.  
Originated by: N.Sugimura  
Approved by: P. Zhang

- (1) 帳簿への記載事項
  - a) 申込者の氏名または名称、住所及び連絡先
  - b) 申込書の受理年月日
  - c) 特定無線設備の種別及び工事設計
  - d) 申込設備の型式または名称及び証明にあっては製造番号
  - e) 審査を行った際の特性試験の試験方法
  - f) 審査を行った際使用した測定器等ごとの名称または型式、製造事業者名、製造番号、較正記録等
  - g) 審査の経過及び結果
  - h) 認証番号等(証明規則様式第7号で定める表示に付加する記号並びに証明・認証番号)並びに証明・認証年月日
- (2) 帳簿の保存期間は、10年以上とし、廃棄については、部門長の承認を必要とする。また、電磁的方法による保存を行う場合は、データの安全な保存ができるシステムにおいて管理する。

## 2.7 変更管理

法令の改正や告示・通達、また、TRJ内の体制や方針の見直しなどにより、証明・認証の業務にかかわる見直しが必要な場合には、品質管理者及び関連要員は、影響の範囲を確認の上、関連手順、様式その他の文書を見直すとともに、必要な教育訓練、内外への周知を行う。  
なお、最新の法令要求事項を常時把握するため、官報を日々確認するとともに、電波法令集の更新を適宜行う。

## 2.8 苦情・異議申立て

証明・認証の審査の方法或いは結果等当該業務に関わる苦情及び／もしくは異議申立てを申込者等から受けた場合、TRJは、苦情／異議申立ての内容を調査し、ウェブサイトに掲載されている「試験および認証規則」及び社内共通手順に従い適切に対処する。尚、苦情／異議申立ての内容に関わり、総務省の判断を必要とする場合(例えば、法的取扱い、他機関の判断・解釈・見解に係わる問題等の場合)、総務省に報告の上、判断を仰ぐ。

## 2.9 情報の提供

申込者への情報提供として、証明・認証の業務を円滑に行うため、TRJのウェブサイト、本文書とともに、技術基準適合証明及び工事設計の認証に係る申込手続きの流れを説明した「無線設備認証までの流れ」を掲載することなどにより、申込者への審査手順等にかかわる事前の周知徹底をはかる。

なお、守秘義務の観点から、申込者以外の者が、申込みに関わる文書等情報提供することを求めてきた場合、申込者の書面による了承がない限りその者に提供しない。但し、当該法或いは他の法律の規定により提供の必要があることが認められた場合は、申込者の了承によらない。

## 2.10 内部監査及びマネジメントレビュー

社内共通手順に従い、定期的に内部監査及びマネジメントレビューを実施し、業務品質の維持及び継続的改善をはかる。

## 2.11 リスクマネジメント

マネジメントレビューに合わせて、定期的に証明・認証業務に関連するリスクを洗い出し、リスクを排除または低減するための取組みを進める。

Subject:  
Rules of Operation 業務規程

TÜV Rheinland Japan Ltd.  
Originated by: N.Sugimura  
Approved by: P. Zhang

#### 2.12 証明・認証に係る瑕疵、不正への措置

TRJは、市場等の無線設備について、証明・認証の適切性に関わる疑義を検知した場合、速やかに総務省へ情報を提供し、その指示に従うことを含め、必要な対応を速やかにはかる。また、TRJにおける証明・認証に係る業務中或いは証書等発行後に当該業務に関わる問題が発見された場合も、証明・認証の適切性に疑義を生じる問題については、直ちに総務省に情報を提供するとともに、誘因者(申込者、TRJ、他の者)及びその問題の影響範囲について調査し、適宜総務省に指示を仰ぎつつ、その内容及び状況に応じ適切な措置を行う。この措置には、再審査(必要な場合、試験)の実施、証書の修正・再発行或いは取消し、問題の公表、総務省への報告書の提出等が含まれる。

### 第3章 証明・認証業務

#### 3.1 照会対応

証明・認証を受けようとする者より照会を受けた場合、まず TRJ で証明・認証が可能な案件かの確認を行う。証明・認証が可能と判断された場合には、申込者が準備すべき書類(必要な場合、試験品を含む)、また、当該業務に関わる料金その他当該業務遂行上重要と考えられる事項について申込者へ情報提供する。

#### 3.2 申込みの受理

申込者より様式第1号または第2号による申込書を受けた場合、証明・認証業務実施に必要な事項について申込者が提出した申込書及び添付文書(必要な場合、試験品を含む)が全て揃っているか確認する。なお、申込者が、法別表第1号第3項に基づき、申込設備の提出に替えて、特性試験の結果を含む書類を提出する場合には、社内関連文書に従い、試験結果を記載したフォーマットを含め、提出書類の適切性を確認の上受け入れる。

確認の結果、それら文書等について修正・追加等が必要と認める場合、TRJは、申込者にその不備事項と理由を付して通知する。申込者より指摘のあった文書等の修正・追加を行い再提出され、本審査実施が可能となった時に申込を受理する。また、申込者からの要求があれば、申込の受理について通知する。申込受付日は申込書を受け取った日付とする。電磁的方法による申込書(電子文書)も書面と同等のものとして取り扱うこととし、受付日は同様に申込書を受理した日付とする。

申込受理後の TRJ による申込みの受理の取消しは、不具合事項の指摘に対する回答がなかった場合、或いは正当な理由(例:天災・事故等による職員の調整困難或いは設備の破損等により業務提供が困難な場合、その他申込者及び TRJ が共に妥当と認める場合等)がある場合のみとする。申込者による申込取消しは、申込者の文書による申し出により受け付ける。また、申込受理後に取消しが行われた場合、取消しまでの間の作業に要した一切の費用を申込者に請求する。但し、その費用は当該申込受理に関わり申込者に提示した料金を超えるものであってはならず、申込範囲外の事項に関わり発生した費用は、前述の「申込者に提示した料金」以外のものとして扱うが、両者による合意を伴うものであることとする。

#### 3.3 審査の実施

TRJは、申込みを受理した後、受理の順序に従って申込文書等(必要な場合、試験品を含む)について、技術基準に適合しているかどうか証明員に遅滞なく審査させるが、申込受理後、正当な理由によ

Subject:  
Rules of Operation 業務規程

TÜV Rheinland Japan Ltd.  
Originated by: N.Sugimura  
Approved by: P. Zhang

り、直ちにその審査が実施できない或いは審査を継続できなくなったときは、申込者に遅延なくその旨を報告し、その処置について申込者と決定する。(3.2 項参照)

証明員による審査は、証明規則別表第 1 号及び第 3 号に基づき下記について実施する。

- (1) 工事設計書に記載された内容が技術基準に適合するかどうかについての審査
- (2) 申込設備とその工事設計書に記載された内容との対比照合
- (3) 申込設備について、告示で定められた試験方法により実施された特性試験の結果が、技術基準に適合するものであるかどうかについての審査
- (4) 確認の方法の審査（工事設計認証の場合）

審査の過程で、書類に不備があり修正・追加提出等が必要となった場合や、特性試験の結果が技術基準に適合しなかった場合、具体的に何が問題なのかを申請者に連絡し、申込者に処置を促す。

証明員は最終結果を判定し、更に他の証明員がこの審査結果を再度確認する。

なお、証明・認証業務に関わる職員は、申込みのあった証明・認証の判定結果に影響すると見なされる活動（申込事案に対する具体的な技術的相談や助言等、例えば、不適合に対する改善方法等の教授）を申込者へ行ってはならない。但し、不適合の事項についての説明・基準解釈等は、申込者の要求に基づき行うことができる。

#### 3.4 審査結果の判定と報告書作成

申込みに係る審査を実施した証明員は、審査報告書を作成し、その報告書に判定結果を記す。更に、実施者以外の証明員が、判定結果を含め報告書の妥当性を確認する。

一連の審査の結果、申込対象品が不適合となった場合、担当証明員はその結果を報告書に反映の上、不適合の結果をその理由とともに申込者へ通知する。なお、審査報告書は、日本語或いは英語にて作成、または併記する。報告書の様式については、法令等の規定、社内規程、ISO/IEC 17025 に該当する要求事項がある場合、係る事項を適用する。

#### 3.5 証書等の発行

証明員は、3.2 項の申込みに係る無線設備について、技術基準適合証明については、証明年月日、証明番号等を記載した技術基準適合証明書に、工事設計認証については、認証年月日、認証番号を記載した工事設計認証書を遅滞なく発行する。また、これらの証書には、合わせて TRJ の内部管理番号を付す。

なお、証書等は、証明員が所定の様式で原則日本語にて発行する。但し、必要と認める場合、英語による併記或いは翻訳版を原本の参考文書として添付する。また、証書の発行に際し、2.6 項の帳簿を作成する。

証書の再発行については、申込者からの様式第 8 号の依頼書の提出をもって対応する。

#### 3.6 証書の有効期間

証書の有効期間については、法的に制限された特定の期間についての規定はなく、その取扱いは総務省の運用による。技術基準等の改正・施行等の際、その内容に証書の取扱いに関係すると思われる事項があった場合、その取り扱いの誤用がないよう総務省に確認する。

#### 3.7 審査結果の公表

TRJ は、証明・認証を行ったときは、証明規則第 6 条の 4 及び第 17 条の 4 の規定に基づき大臣に報告を行う。

Subject:  
Rules of Operation 業務規程

TÜV Rheinland Japan Ltd.  
Originated by: N.Sugimura  
Approved by: P. Zhang

上記以外の事項について公表する場合、TRJは申込者の書面による同意を得なければならない。TRJは申請者の情報公開に同意があった特定無線設備で上記以外の情報について公開請求があった場合、様式第9号の情報公開申込書の提出を求める。

### 3.8 証明・認証ラベル

証明規則第8条及び第20条の規定に基づき証明・認証を受けた無線設備に付すラベルは、証明規則様式第7号のとおりとする。また、証明・認証番号の構成についても同規則による。ラベルの構成及び無線設備に対応した記号の一覧を付属書1に示す。

### 3.9 工事設計の変更

証明規則第6条第3項の規定により、証明または認証を受けた無線設備の工事設計に変更を加えた無線設備の適合証明において、無線設備の証明・認証手続き等に記載の軽微な変更の工事もしくは変更の工事に該当する場合は、その審査の一部を省略することができる。その場合の条件及び添付が必要となる書類を付属書2に示す。

## 第4章 手数料

- 4.1 TRJは、証明・認証業務に要する一切の費用を申込者に請求する。申込受理前に、料金について申込者へ提示する。認証書発行日以降にTRJより請求書が発行されるが、申込者が希望する場合は、事前に発行することも可能である。支払はTRJの規定により、請求書発行日から起算して30日以内に指定銀行へ振り込みされること。なお、無線設備の証明・認証の手数料の額は、付属書3に示す。

## 第5章 登録証明機関としての登録に関わるその他の事項

### 5.1 登録の更新

TRJは、登録の更新を受けたい場合、証明規則第4条の規定に従い必要な手続きを行う。

### 5.2 申請・報告等

TRJは、下記の事項に該当する事項がある場合、大臣へ申請或いは報告を行う。

関係条項	内容
法第38条の2の2第2項 証明規則:第3条	登録の申請 - 所定の事項を記載した申請書を大臣に提出すること
法第38条の4 証明規則:第4条	登録証明機関の登録の更新 - 登録証明機関は、政令で定める期間ごと更新申請する必要あり - 所定の事項を記載した申請書を大臣に提出すること

Subject:  
Rules of Operation 業務規程

TÜV Rheinland Japan Ltd.  
Originated by: N. Sugimura  
Approved by: P. Zhang

法第 38 条の 5 第 2 項 証明規則: 第 5 条	登録証明機関の名称等の変更の届出 - 変更後の名称又は住所若しくは所在地 - 変更しようとする年月日 変更しようとする日の 2 週間前までに所定の事項を記載した届出書を大臣に提出すること
法第 38 条の 9 証明規則: 第 9 条	役員等の選任及び解任の届出 - 役員又は証明員の氏名(証明員の選任の場合にあつては、その者が技術基準適合証明の業務を行う事務所の名称及び所在地) - 選任又は解任の理由 - 選任又は解任した年月日 - 役員の選任の場合にあつては、その者の過去 2 年間の経歴を記載した証明規則様式第 2 号の書類及び法第 38 条の 3 第 1 項第 3 号のいずれかに該当するものでないことを示す書類、証明員の選任の場合にあつては、その者が法別表第 4 に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを示す書類を添付すること。 遅滞なく所定の事項を記した届出書を大臣に提出すること
法第 38 条の 10 証明規則: 第 11 条	業務規程の届出 - 変更しようとする事項 - 変更しようとする年月日 - 変更の理由 申込者へ提供する当該業務申請手続き用文書中の手数料関係部分及び試験業務委託契約先情報は当業務規程の一部であるため、内容に変更がある場合、当該認可申請の対象項目として対処すること
法第 38 条の 16 第 1 項 証明規則: 第 14 条	業務の休廃止の届出 - 所定の事項を記載した届出書を大臣に提出すること
法第 38 条の 18 第 3 項 証明規則: 第 15 条	証明・認証の業務の引き継ぎ - 証明・認証の業務を大臣に引き継ぐこと

TRJ は、総務省が当該業務に関わるその他の報告等を依頼した場合、拒否する正当な理由がない限りその求めに応じる。

### 5.3 市買調査

当社は、認証した工事設計に基づく特定無線設備について、必要があると認めた場合、技術基準への適合性及び同一性が確保されているかどうかを確認するための調査を行うものとする。

## 第 6 章 財務諸表

電波法 38 条の 11 第 1 項により財務諸表等は書面で作成され閲覧できるように規定されており、この規定に基づき様式第 10 号の申込書の提出により希望があれば閲覧でき、もしコピー等必要であれば、有料にて提供する。なお、財務諸表等の保存期間は 10 年とする。

Subject:  
**Rules of Operation 業務規程**

**TÜV Rheinland Japan Ltd.**  
Originated by: N.Sugimura  
Approved by: P. Zhang

附則 1

2023-04-05 版の業務規程は、令和 5 年 4 月 5 日から適用とする。

付属書 1 技術基準適合証明等の表示

付属書 2 工事設計の変更

付属書 3 技術基準適合証明及び工事設計認証についての手数料

付属書 4 試験業務委託契約先

TRJ ウェブサイト公開文書

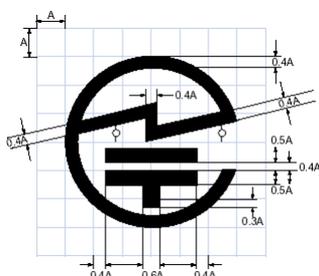
1. 業務規定(及び付属書1と付属書2)
2. 料金規程(付属書3)
3. 申込書(様式第1号～第7号)
4. 各種様式(様式第8号～第10号)

# 付属書1

## 技術基準適合証明等の表示

### 1. 証明ラベルの様式

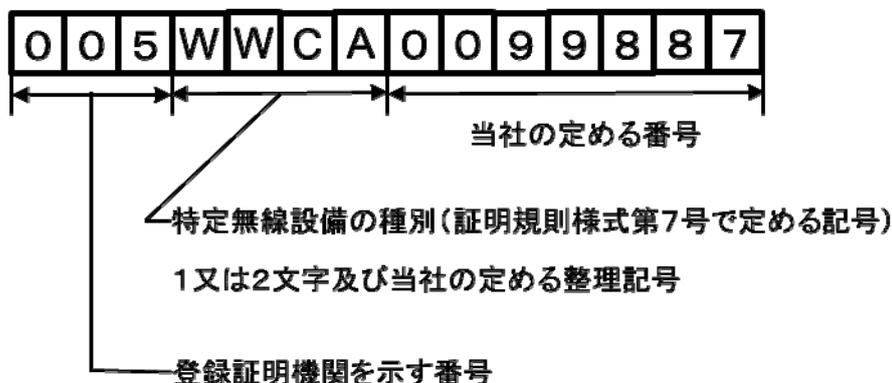
表示する事項は、次の様式に記号 $\text{R}$ 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。



- 1) マークの大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
- 2) 材料は、容易に損傷しないものであること(電磁的方法によって表示を付す場合を除く)。
- 3) 色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
- 4) 技術基準適合証明番号もしくは工事設計認証番号は、第2項又は第3項のとおりであること。

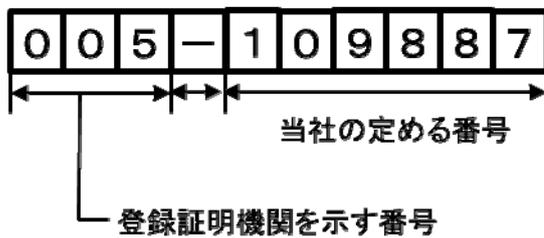
### 2. 技術基準適合証明番号

- 1) 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関の区別を表す005とし、次の1又は2文字は無線設備の種別に従い、その他の文字は、当社の定める整理記号とする。
- 2) 記号に続く番号は、当社が定める7桁の数字とする。



### 3. 工事設計認証番号

- 1) 工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関の区別を表す005とし、これに続く4文字目は「- (ハイフン)」とし、5文字目から10文字目までは当社の定める番号とする。
- 2) 異なる認証工事設計に基づく二以上の特定無線設備により一の無線設備を構成するものである場合は、当該一の無線設備に対して一の工事設計認証番号とすることができる。
- 3) 認証工事設計について新たな工事設計認証をした場合は、当該認証工事設計の基づく適合表示無線設備の変更の工事を伴わないときに限り、当該認証工事設計に係る工事設計認証番号を新たな工事設計認証番号とすることができる。具体的には、情報通信認証連絡会 (ICCJ) による「同一認証番号とする場合のガイドライン」の最新版に掲げる条件に従うものとする。





第2案第1項第11号の7	W-CDMA (HSDPA)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	MW		A	A
第2案第1項第11号の8	CDMA2000 (1x EV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局	NX		A	A
第2案第1項第11号の8の2	CDMA2000 (EV-DO マルチキャリア)方式携帯無線通信用陸上移動局	XU		A	A
第2案第1項第11号の9	W-CDMA (HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等	NN		A	A
第2案第1項第11号の10	CDMA2000 (1x EV-DO)方式携帯無線通信用基地局等	PX	陸上移動局の中継	B	A
第2案第1項第11号の10の2	W-CDMA (HSDPA)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	AU		A	A
第2案第1項第11号の10の3	CDMA2000 (1x EV-DO)方式携帯無線通信用 フェムトセル基地局	BU		A	A
第2案第1項第11号の10の4	W-CDMA (HSDPA)方式携帯無線通信用屋内小型基地局	GT		A	A
第2案第1項第11号の10の5	CDMA2000 (1x EV-DO)方式携帯無線通信用屋内小型基地局	HT		A	A
第2案第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局	OW		A	A
第2案第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信用陸上移動局	PW		A	A
第2案第1項第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信用 基地局等	QW		A	A
第2案第1項第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等	RW	陸上移動局の中継	B	A
第2案第1項第11号の15	XGP (2GHz TDD) 用陸上移動局	DU		A	A
第2案第1項第11号の16	XGP (2GHz TDD) 用基地局等	EU		A	A
第2案第1項第11号の17	MBTD0625k-MC (2GHz TDD) 用陸上移動局	FU		A	A
第2案第1項第11号の18	MBTD0625k-MC (2GHz TDD) 用基地局等	GU		A	A
第2案第1項第11号の19	LTE用陸上移動局	HU		A	A
第2案第1項第11号の19の2	NB-IoT携帯無線通信用陸上移動局	PS		A	A
第2案第1項第11号の19の3	eMTC携帯無線通信用陸上移動局	QS		A	A
第2案第1項第11号の20	LTE用基地局等	IU		A	A
第2案第1項第11号の20の2	LTE用フェムトセル基地局	IT	陸上移動局の中継	B	A
第2案第1項第11号の20の3	LTE用携帯無線通信基地局	JT		A	A
第2案第1項第11号の20の4	LTE用基地局 (NB-IoTガードバンドモード対応)	RS		A	A
第2案第1項第11号の20の5	LTE用フェムトセル基地局 (NB-IoTガードバンドモード対応)	SS	陸上移動局の中継	B	A
第2案第1項第11号の20の6	LTE用屋内小型基地局 (NB-IoTガードバンドモード対応)	TS		A	A
第2案第1項第11号の21	TD-LTE用陸上移動局	JU		A	A
第2案第1項第11号の21の2	TD-LTE用陸上移動局 (中継)	IS		A	A
第2案第1項第11号の22	TD-LTE用基地局	KU		A	A
第2案第1項第11号の23	TD-LTE用フェムトセル基地局	LU		A	A
第2案第1項第11号の24	TD-LTE用屋内小型基地局	MU		A	A
第2案第1項第11号の25	モバイルWiMAX (2GHz TDD) 用陸上移動局	NU		A	A
第2案第1項第11号の26	UMB (2GHz TDD) 用陸上移動局	OU		A	A
第2案第1項第11号の27	モバイルWiMAX (2GHz TDD) 用基地局等	PU		A	A
第2案第1項第11号の28	UMB (2GHz TDD) 用基地局等	QU		A	A
第2案第1項第11号の29	TD-5G-NR (sub6帯) 用基地局	DR		A	A
第2案第1項第11号の30	TD-5G-NR (sub6帯) 用陸上移動局	ER		A	A
第2案第1項第11号の31	TD-5G-NR (準ミリ波帯) 用基地局	FR		A	A
第2案第1項第11号の32	TD-5G-NR (準ミリ波帯) 用陸上移動局	GR		A	A
第2案第1項第11号の33	FDD-5G-NR用基地局	JR		A	A
第2案第1項第11号の34	FDD-5G-NR用陸上移動局	KR		A	A
第2案第1項第12号	アマチュア無線局	K		A	A
第2案第1項第13号	小電力セキュリティ	AZ	電気通信回線に接続無し	A	A
			電気通信回線に接続有り	B	A
第2案第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局 (静止/オムニトラック)	BZ		A	A
第2案第1項第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局 (非静止/オーブコム)	AY		A	A
第2案第1項第15号	加入者系多方向用基地局等	KY		A	A
第2案第1項第15号の2	加入者系多方向用移動局	LY		A	A
第2案第1項第15号の3	加入者系対向用移動局	MY		A	A
第2案第1項第16号	テレメータ用等の固定局	DZ		A	A
第2案第1項第17号	非常警報用固定局	EZ		A	A
第2案第1項第18号	2GHz帯固定局	FZ		A	A
第2案第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム	WW	電気通信回線に接続無し	C	A
			電気通信回線に接続有り	D	A
第2案第1項第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム	GZ	電気通信回線に接続無し	C	A
			電気通信回線に接続有り	D	A
第2案第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム (模型飛行機無線操縦用)	UV	電気通信回線に接続無し	A	A
			電気通信回線に接続有り	B	A
第2案第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム (模型飛行機無線操縦用)	VV	電気通信回線に接続無し	A	A
			電気通信回線に接続有り	B	A
第2案第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム	XA	電気通信回線に接続無し	A	A
			電気通信回線に接続有り	B	A
(旧) 第2案第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム	XW	電気通信回線に接続無し	A	A
			電気通信回線に接続有り	B	A
(旧) 第2案第1項第19号の3の2	5.6GHz帯小電力データ通信システム	YW	電気通信回線に接続無し	A	A
			電気通信回線に接続有り	B	A
(旧) 第2案第1項第19号の3の3	5GHz帯小電力データ通信システム	HS	電気通信回線に接続無し	A	A
			電気通信回線に接続有り	B	A
第2案第1項第19号の4	準ミリ波小電力データ通信システム	HX	電気通信回線に接続無し	A	A
			電気通信回線に接続有り	B	A
第2案第1項第19号の4の2	60GHz帯小電力データ通信システム	WU	電気通信回線に接続無し	A	A
			電気通信回線に接続有り	B	A
第2案第1項第19号の4の3	60GHz帯小電力データ通信システム (10mW以下)	WV	電気通信回線に接続無し	A	A
			電気通信回線に接続有り	B	A
第2案第1項第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局	ZW		A	A
第2案第1項第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局 (0.2マイクロワット以下)	AV		A	A
第2案第1項第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局	BV		A	A
第2案第1項第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局 (0.2マイクロワット以下)	CV		A	A
第2案第1項第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局	DV		A	A
第2案第1項第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局 (0.2マイクロワット以下)	EV		A	A
第2案第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局 (空中線電力0.01ワット以下)	FV		A	A
第2案第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA	VX	陸上移動局	A	A
			指令局	A	A
第2案第1項第20号の3	高度MCA陸上移動局等	HR		A	A
第2案第1項第20号の4	高度MCA制御局等	IR		A	A
第2案第1項第21号	デジタルコードレス電話 (狭帯域TDMA)	IZ		A	A
			親機/子機 兼用機	B	A
第2案第1項第21号の2	デジタルコードレス電話 (広帯域TDMA)	AT		A	A
第2案第1項第21号の3	デジタルコードレス電話 (TDMA/OFDMA)	BT		A	A
第2案第1項第22号	PHS陸上移動局	JX		A	A
第2案第1項第23号	PHS基地局	KX		A	A
第2案第1項第23号の2	PHS中継局	LX	電気通信回線に接続無し	A	A
			電気通信回線に接続有り	B	A
第2案第1項第23号の3	PHS試験局等	MX		A	A
第2案第1項第24号	38GHz帯固定局	LZ		A	A
第2案第1項第25号	RZSSB	RN		A	A
第2案第1項第25号の2	周波数自動選択RZSSB	RO		A	A
第2案第1項第25号の3	周波数追従RZSSB	RP		A	A

第2案第1項第25号の4	狭帯域デジタル	QV		A	A
第2案第1項第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	DO		A	A
第2案第1項第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	DP		A	A
第2案第1項第26号	車面感知用無線標準地上局	NZ		A	A
第2案第1項第27号	道路交通情報ビーコン	PZ		A	A
第2案第1項第28号	携帯移動衛星用地球局（静止/N-STAR）	TZ		A	A
第2案第1項第28号の2	携帯移動衛星用地球局（非静止/イリジウム）	BY		A	A
第2案第1項第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局	GS		A	A
第2案第1項第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局	NS		A	A
第2案第1項第28号の2の4	ESIM携帯移動地球局	OS		A	A
第2案第1項第28号の2の5	Ku帯携帯移動地球局（非静止）（高度500km）	OR		A	A
第2案第1項第28号の2の6	Ku帯携帯移動地球局（非静止）（高度1200km）	QR		A	A
第2案第1項第28号の3	設備規則第48項第1項のマグネトロンレーダー（第3種レーダー）	YY		A	A
第2案第1項第28号の4	設備規則第48項第1項の固体素子レーダー（第3種レーダー）	RT		A	A
第2案第1項第29号	設備規則第48項第3項のマグネトロンレーダー（第4種レーダー）	UZ		A	A
第2案第1項第29号の2	設備規則第48項第3項の固体素子レーダー（第4種レーダー）	ST		A	A
第2案第1項第30号	インマルサット携帯移動地球局	VZ		A	A
第2案第1項第30号の2	ESV携帯移動地球局（船上地球局）	LW		A	A
第2案第1項第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局	OT		A	A
第2案第1項第30号の4	防災対策携帯移動地球局	MS		A	A
第2案第1項第31号	ルーラル加入者無線	WZ		A	A
第2案第1項第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局	CX		A	A
第2案第1項第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局	DX		A	A
第2案第1項第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局	EX		A	A
第2案第1項第31号の5	80GHz帯高速無線回線用陸上移動局	UT		A	A
第2案第1項第32号	狭域通信システム用移動局	CY	I/ETC	A	A
				B	
第2案第1項第33号	狭域通信システム用基地局	DY	I/ETC	B	A
第2案第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局	FX		A	A
第2案第1項第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	GX		A	A
第2案第1項第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局（設備規則第49条の15の第1項）	AW		A	A
第2案第1項第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局（設備規則第49条の15の第1項及び第2項）	BW		A	A
第2案第1項第41号	18GHz帯基地局用等	CW		A	A
第2案第1項第42号	18GHz帯陸上移動局	DW		A	A
第2案第1項第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局	EW		A	A
第2案第1項第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局	FW		A	A
第2案第1項第46号	航空移動衛星通信システム	HW		A	A
第2案第1項第47号	超広帯域通信システム	UW	干渉防止機能無 干渉防止機能有	A	A
				B	A
第2案第1項第47号の2	UWBレーダーシステム	VU	干渉防止機能無 干渉防止機能有	A	A
				B	A
第2案第1項第47号の3	超広帯域通信システム（7.587GHz以上8.4GHz未満）	UO		A	A
第2案第1項第47号の4	超広帯域通信システム（7.25GHz以上9GHz未満）	UP		A	A
第2案第1項第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局	VW		A	A
第2案第1項第49号	WiMAX用基地局等	GV	電気通信回線に接続無し 電気通信回線に接続有り	A	A
				B	A
第2案第1項第51号	WiMAX用陸上移動局	IV		A	A
第2案第1項第52号の2	MBTDD-W用フェムトセル基地局	KT		A	A
第2案第1項第52号の3	MBTDD-W用広帯域移動無線アクセシブル基地局	LT		A	A
第2案第1項第53号	次世代PHS用基地局等	KV	電気通信回線に接続無し 電気通信回線に接続有り	A	A
				B	A
第2案第1項第54号	広帯域移動無線アクセシブル陸上移動局	LV		A	A
第2案第1項第54号の2	次世代PHS用フェムトセル基地局	MT		A	A
第2案第1項第54号の3	次世代PHS用広帯域移動無線アクセシブル基地局	NT		A	A
第2案第1項第54号の4	広帯域移動無線アクセシブル陸上移動局（eMTC）	US		A	A
第2案第1項第54号の5	NR-BWA用基地局	LR		A	A
第2案第1項第54号の6	NR-BWA用陸上移動局	MR		A	A
第2案第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルラー	OV		A	A
第2案第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルラー（CATV網等接続型）	UU		A	A
第2案第1項第57号の3	エリア放送用地上一般放送局	DS		A	A
第2案第1項第57号の4	短波放送のギャップフィルラー	GF		A	A
第2案第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置	RU		A	A
第2案第1項第59号	国際VHF（固定型）	SU		A	A
第2案第1項第60号	国際VHF（携帯型）	TU		A	A
第2案第1項第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局	ZU		A	A
第2案第1項第61号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局（周波数インターリーブを行うもの）	ZU		A	A
第2案第1項第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	CT		A	A
第2案第1項第62号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局（周波数インターリーブを行うもの）	OT		A	A
第2案第1項第63号	700MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局	WT		A	A
第2案第1項第64号	700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局	XT		A	A
第2案第1項第65号	23GHz帯無線通信陸上移動局	FS		A	A
第2案第1項第66号	23GHz帯無線通信固定局	ES		A	A
第2案第1項第67号	11、15GHz帯固定局	LS		A	A
第2案第1項第68号	携帯用位置指示無線標準	TI		A	A
第2案第1項第69号	6.5、7.5GHz帯陸上移動局	YU		A	A
第2案第1項第70号	電気通信業務用固定局	YS		A	A
第2案第1項第71号	6.5、7.5GHz帯固定局	YT		A	A
第2案第1項第72号	無人移動体画像伝送システム	RB		A	A
第2案第1項第73号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用基地局	AR		A	A
第2案第1項第74号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動中継局	BR		A	A
第2案第1項第75号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動局	CR		A	A
第2案第1項第76号	1500MHz帯VHFデータ交換装置	PT		A	A
第2案第1項第77号	400MHz帯デジタル船上传信設備	QT		A	A
第2案第1項第78号	5.2GHz帯小電力データ通信システム（自動車内設置）	XR	電気通信回線に接続無し 電気通信回線に接続有り	A	A
				B	A
第2案第1項第79号	6GHz帯小電力データ通信システム（VLP）	YR	電気通信回線に接続無し 電気通信回線に接続有り	A	A
				B	A
第2案第1項第80号	6GHz帯小電力データ通信システム（LPI）	ZR	電気通信回線に接続無し 電気通信回線に接続有り	A	A
				B	A

## 付属書2 工事設計の変更

### 1. 軽微な変更の工事に係る事項並びに技術基準適合証明及び工事設計認証の簡易な手続きの申込書に添付する書類等

軽微な変更の工事に係る事項	条件	添付を要する書類等
1 送受信装置 (1) 電子管、半導体製品(集積回路及び記憶部分を含む。以下同じ。)部品及び材料		工事設計書並びに申請設備の操作及び保守の方法を記載した書類のうち、既に技術基準適合証明又は認証を受けた特定無線設備と異なる部分に係るもの及び下記に示すもの。
ア 電子管	同等の性能を有するものに限る。	規格名を記載した書類及び工事設計書の添付図面の記載事項に変更を及ぼす場合にはその図面
イ 半導体製品	同上	同上
ウ 抵抗の種類又は定数	同等以上の性能を有するものに限る。	
エ 蓄電器の種類又は定数	同上	
オ インダクタンス部分の種類又は定数	同上	
カ フィルタ	同上	
キ 配線用線類	同上	
ク 接続用部品	同上	
ケ スイッチ	同上	
コ マイクロホン	同上	
サ スピーカー又は受話器	同上	
シ 継電器	同上	
ス 表示機	同上	形状、寸法、定格値及び階級を記載した書類
セ 水晶片	同上	形状、寸法、規格及び型名を記載した書類
ソ 配線版	同上	同上
(2) 回路方式(回路方式の変更に伴う電子管、半導体製品、部品及び材料の増設又は撤去を含む。)		
ア 受信回路	局部発振回路及び海上移動業務の無線局の用に供する受信装置に使用するもの(低周波数出力回路を除く。)を除く。	副次的に発する電波等の限度に関する点検の結果を記載した書類
イ プレストーク方式の回路を同時送受話方式のものに変更	変更後の回路がプレストーク方式における送信時及び受信時の回路構成と同一であるものに限る。	
ウ スケルチ回路	増設又は撤去を含む。	
(3) 部品配置		部品配置図及び副次的に発する電波等の限度に関する点検の結果を記載した書類
(4) 表示器及び操作器	増設又は撤去を含む。(操作性の改善等のためのプログラム変更を含む。)	工事設計書又は写真、図
2 電源装置		
(1) 電源装置の種類	同等以上の性能を有するものに限る。	
(2) 電源装置の内容(電子管、半導体製品、部品又は材料、回路方式、部品配置等)	同上	規格名を記載した書類

3 空中線及び給電線	増設、撤去又は取り付け位置の変更等を含む。	外観図又は写真
4 空中線(レーダーに限る。)	周波数又は空中線電力に変更を来たすこととならない場合に限る。	
5 指示器(レーダーに限る。)	電氣的性能に変更を来たすこととならない場合に限る。	
6 付属装置 (1) 選択呼出装置、呼出名称記憶装置、自動識別装置及び送信装置識別装置等  (2) 多重端局装置、無線呼出用端局装置、模写伝送装置、印刷電信装置、秘話装置及びテレメーター付加装置等の符号変換装置  (3) その他の付属装置(警報装置、監視装置及び制御装置)	増設(新たに追加する場合を含む。移動用又は携帯用の機器にあつては、本体と別筐体のものに限る。)又は撤去を含む。  増設(移動用又は携帯用の機器にあつては、本体と別筐体のものに限る。)又は撤去を含む。 いずれも副搬送波周波数、最高変調周波数、もしくは偏移周波数に変更を来すこととならない場合又は通信路数(電波通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数とする。)が増加することとならない場合に限る。  増設(移動用又は携帯用の機器にあつては、本体と別筐体のものに限る。)又は撤去を含む。	
7 その他 (1) 筐体 ア 機器本体の寸法及び形状  イ 機器本体の材質  ウ 機器本体と別筐体のもの	移動用又は携帯用のものにあつては、高さ、幅及び奥行きとの比が10%までの場合に限る。  材質の強度及び機器の電氣的性能が同等以上の場合に限る。	外観図又は写真  材質の強度に係る書類、点検の結果を記載した書類 外観図又は写真

注) 添付を要する書類等については新旧を対照して記載すること。

2. 変更の工事に係る事項並びに技術基準適合証明  
及び認証の簡易な手続きの申込書に添付する書類等

変更の工事に係る事項	条件	添付を要する書類等
<p>1 送受信装置</p> <p>(1) 技術基準適合証明及び認証を希望する電波の形式および周波数</p> <p>(2) 技術基準適合証明及び認証及び証明を希望する空中線電力</p> <p>(3) 電子管、半導体製品、部品及び材料</p> <p>(4) 回路又はプログラム</p> <p>2 附属装置 模写伝送装置、印刷電信装置、秘話装置及びテレメーター付加装置等の符号変換装置</p>	<p>回路方式、筐体形状及び寸法に変更をきたさない場合に限る。</p> <p>空中線電力を変更させる場合であつて、回路方式、筐体の形状及び寸法に変更を来たさない場合に限る。ただし電力増幅器を接続することによって空中線電力を切り替えることが出来るものを除く。</p> <p>電波の型式、周波数、空中線電力又は発振もしくは変調の方式に変更を来たすこととならない場合に限る。</p> <p>発振又は変調の方式に変更を来たすこととならない場合に限る。</p> <p>副搬送波周波数、最高変調周波数、若しくは偏移周波数に変更を来すこととなる変更又は増設(新たに追加する場合を含む。)に限る。</p>	<p>工事設計書並びに申請設備の操作及び保守の方法を記載した書類のうち、既に技術基準適合証明又は認証を受けた特定無線設備と異なる部分に係るもの</p>

注) 添付を要する書類等については新旧を対照して記載すること。

# 付属書3 技術基準適合証明及び工事設計認証についての手数料

## 1. 技術基準適合証明手数料

### 1.1 技術基準適合証明手数料(申込設備を提出する場合)

(単位:円)

種別	略称	証明料	特性試験 最初の1台目	特性試験 2台目以降 (1台あたり)	証明ラベル 費用 (1台あたり)	
第2条第1項第1号の9	SSB	90,000	180,000	90,000	20	
第2条第1項第1号の10	デジタル		180,000	90,000		
第2条第1項第1号の11	F3E等		180,000	90,000		
第2条第1項第1号の12	特定ラジオマイク		180,000	90,000		
第2条第1項第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク		180,000	90,000		
第2条第1項第1号の13	海上用DSB		180,000	90,000		
第2条第1項第1号の14	SSB		180,000	90,000		
第2条第1項第1号の15	F3E等		180,000	90,000		
第2条第1項第2号	無線標定		480,000	240,000		
第2条第1項第2号の2	ラジオ・バイ		180,000	90,000		
第2条第1項第3号	市民ラジオ		180,000	90,000		
第2条第1項第3号の2	気象援助局		180,000	90,000		
第2条第1項第4号の2	簡易無線		180,000	90,000		
第2条第1項第4号の4	無線操縦用簡易無線		180,000	90,000		
第2条第1項第4号の5	デジタル簡易無線		180,000	90,000		
第2条第1項第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス付)	180,000	90,000			
第2条第1項第4号の7	920MHz帯陸上移動局	180,000	90,000			
第2条第1項第5号	50GHz帯CR	480,000	240,000			
第2条第1項第6号	構内無線	180,000	90,000			
第2条第1項第6号の2	920MHz帯構内無線(キャリアセンス付)	180,000	90,000			
第2条第1項第6号の3	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式)	180,000	90,000			
第2条第1項第7号	コードレス電話	(親機)	180,000	90,000		
		(子機)	180,000	90,000		
第2条第1項第8号	特定小電力機器 (注3)	13GHz未満	180,000	90,000		
		13GHz以上25GHz未満	280,000	90,000		
		25GHz以上	600,000	300,000		
第2条第1項第9号	Ku帯VSAT地球局		180,000	90,000		
第2条第1項第9号の2	Ka帯VSAT地球局		240,000	120,000		
第2条第1項第9号の3	Ku帯VSAT地球局(高度500km)		180,000	90,000		
第2条第1項第9号の4	Ku帯VSAT地球局(高度1200km)		180,000	90,000		
第2条第1項第10号	携帯無線通信の中継を行なう無線局		280,000	140,000		
第2条第1項第10号の2	NB-IoTガードバンドモード対応携帯無線通信陸上移動中継局等		280,000	140,000		
第2条第1項第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信陸上移動局		180,000	90,000		
第2条第1項第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信陸上移動局		180,000	90,000		
第2条第1項第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信陸上基地局等		280,000	140,000		
第2条第1項第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信陸上基地局等		280,000	140,000		
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信フェムトセル基地局		280,000	140,000		
第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信フェムトセル基地局		280,000	140,000		
第2条第1項第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信屋内小型基地局		280,000	140,000		
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信屋内小型基地局		280,000	140,000		
第2条第1項第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信陸上移動局		180,000	90,000		
第2条第1項第11号の8	CDMA2000(1x EVDO)携帯無線通信陸上移動局		180,000	90,000		
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(EV-DOマルチキャリア)方式携帯無線通信陸上移動局		180,000	90,000		
第2条第1項第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信陸上基地局等		280,000	140,000		
第2条第1項第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信陸上基地局等		280,000	140,000		
第2条第1項第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信フェムトセル基地局		280,000	140,000		
第2条第1項第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信フェムトセル基地局		280,000	140,000		
第2条第1項第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信屋内小型基地局		280,000	140,000		
第2条第1項第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信屋内小型基地局		280,000	140,000		
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信陸上移動局		180,000	90,000		
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信陸上移動局		180,000	90,000		
第2条第1項第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信陸上基地局等		280,000	140,000		
第2条第1項第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信陸上基地局等		280,000	140,000		
第2条第1項第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局		180,000	90,000		
第2条第1項第11号の16	XGP(2GHzTDD)用陸上基地局等		280,000	140,000		
第2条第1項第11号の17	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局		180,000	90,000		
第2条第1項第11号の18	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用陸上基地局等		280,000	140,000		
第2条第1項第11号の19	LTE用陸上移動局		180,000	90,000		
第2条第1項第11号の19の2	NB-IoT携帯無線通信陸上移動局		180,000	90,000		
第2条第1項第11号の19の3	eMTC携帯無線通信陸上移動局		180,000	90,000		
第2条第1項第11号の20	LTE用陸上基地局等		280,000	140,000		
第2条第1項第11号の20の2	LTE用フェムトセル基地局		280,000	140,000		
第2条第1項第11号の20の3	LTE用屋内小型基地局		280,000	140,000		
第2条第1項第11号の20の4	LTE用基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)		280,000	140,000		
第2条第1項第11号の20の5	LTE用フェムトセル基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)		280,000	140,000		
第2条第1項第11号の20の6	LTE用屋内小型基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)		280,000	140,000		
第2条第1項第11号の21	TD-LTE用陸上移動局		180,000	90,000		
第2条第1項第11号の21の2	TD-LTE用陸上移動局(中継)		180,000	90,000		
第2条第1項第11号の22	TD-LTE用陸上基地局		280,000	140,000		
第2条第1項第11号の23	TD-LTE用フェムトセル基地局		280,000	140,000		
第2条第1項第11号の24	TD-LTE用屋内小型基地局		280,000	140,000		
第2条第1項第11号の25	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局		180,000	90,000		
第2条第1項第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局		180,000	90,000		
第2条第1項第11号の27	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用陸上基地局等		280,000	140,000		



第2条第1項第42号	18GHz帯陸上移動局	480,000	240,000
第2条第1項第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局	480,000	240,000
第2条第1項第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局	480,000	240,000
第2条第1項第46号	航空移動衛星通信システム	180,000	90,000
第2条第1項第47号	超広帯域通信システム	280,000	140,000
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム	280,000	140,000
第2条第1項第47号の3	超広帯域通信システム(7.587GHz以上8.4GHz未満)	280,000	140,000
第2条第1項第47号の4	超広帯域通信システム(7.25GHz以上9GHz未満)	280,000	140,000
第2条第1項第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局	280,000	140,000
第2条第1項第49号	WiMAX用基地局等	280,000	140,000
第2条第1項第51号	WiMAX用陸上移動局	180,000	90,000
第2条第1項第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局	280,000	140,000
第2条第1項第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局	280,000	140,000
第2条第1項第53号	次世代PHS用基地局等	280,000	140,000
第2条第1項第54号	広帯域移動無線アクセス陸上移動局	180,000	90,000
第2条第1項第54号の2	次世代PHS用フェムトセル基地局	280,000	140,000
第2条第1項第54号の3	次世代PHS用屋内小型基地局	280,000	140,000
第2条第1項第54号の4	広帯域移動無線アクセス陸上移動局(eMTC)	180,000	90,000
第2条第1項第54号の5	NR-BWA用基地局	480,000	240,000
第2条第1項第54号の6	NR-BWA用陸上移動局	560,000	280,000
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルア	280,000	140,000
第2条第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルア(CATV網等接続型)	280,000	140,000
第2条第1項第57号の3	エリア放送用地上一般放送局	280,000	140,000
第2条第1項第57号の4	超短波放送のギャップフィルア	280,000	140,000
第2条第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置	280,000	140,000
第2条第1項第59号	国際VHF(固定型)	180,000	90,000
第2条第1項第60号	国際VHF(携帯型)	180,000	90,000
第2条第1項第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局	280,000	140,000
第2条第1項第61号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局(周波数インターリーブを行うもの)	280,000	140,000
第2条第1項第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	180,000	90,000
第2条第1項第62号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局(周波数インターリーブを行うもの)	180,000	90,000
第2条第1項第63号	700MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局	280,000	140,000
第2条第1項第64号	700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局	180,000	90,000
第2条第1項第65号	23GHz帯無線通信陸上移動局	480,000	240,000
第2条第1項第66号	23GHz帯無線通信固定局	480,000	240,000
第2条第1項第67号	11, 15GHz帯固定局	280,000	140,000
第2条第1項第68号	携帯用位置指示無線標識	180,000	90,000
第2条第1項第69号	6.5, 7.5GHz帯陸上移動局	180,000	90,000
第2条第1項第70号	電気通信業務用固定局	180,000	90,000
第2条第1項第71号	6.5, 7.5GHz帯固定局	180,000	90,000
第2条第1項第72号	無人移動体画像伝送システム	180,000	90,000
第2条第1項第73号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用基地局	180,000	90,000
第2条第1項第74号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動中継局	180,000	90,000
第2条第1項第75号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動局	180,000	90,000
第2条第1項第76号	150MHz帯VHFデータ交換装置	180,000	90,000
第2条第1項第77号	400MHz帯デジタル船上通信設備	180,000	90,000
第2条第1項第78号	5.2GHz帯小電力データ通信システム(自動車内設置)	180,000	90,000
第2条第1項第79号	6GHz帯小電力データ通信システム(VLP)	180,000	90,000
第2条第1項第80号	6GHz帯小電力データ通信システム(LPI)	180,000	90,000

注1. 技術基準適合証明の一回の申込台数は500台までとする。

注2. 証明手数料＝証明料＋サンプル数分の試験料＋証明台数のラベル費

注3. 「13GHz以上25GHz未満」は移動体検知センサー 24GHz帯、「25GHz以上」は移動体検知センサー 60GHz帯ノミリ波レーダー、その他は「13GHz未満」の無線設備となります。

1.2 技術基準適合証明手数料(試験結果等を添付した場合の申込み)

(単位:円)

種別	略称	証明手数料			
		証明料	試験結果通知書及び試験結果データ評価料(1台あたり)	証明ラベル費用(1台あたり)	
第2条第1項第1号の9	SSB	90,000	25,000	20	
第2条第1項第1号の10	デジタル				
第2条第1項第1号の11	F3E等				
第2条第1項第1号の12	特定ラジオマイク				
第2条第1項第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク				
第2条第1項第1号の13	海上用DSB				
第2条第1項第1号の14	SSB				
第2条第1項第1号の15	F3E等				
第2条第1項第2号	無線標定				
第2条第1項第2号の2	ラジオ・バイ				
第2条第1項第3号	市民ラジオ				
第2条第1項第3号の2	気象援助局				
第2条第1項第4号の2	簡易無線				
第2条第1項第4号の4	無線操縦用簡易無線				
第2条第1項第4号の5	デジタル簡易無線				
第2条第1項第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス付)				
第2条第1項第4号の7	920MHz帯陸上移動局				
第2条第1項第5号	50GHz帯CR				
第2条第1項第6号	構内無線				
第2条第1項第6号の2	920MHz帯構内無線(キャリアセンス付)				
第2条第1項第6号の3	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式)				
第2条第1項第7号	コードレス電話				(親機)
					(子機)
第2条第1項第8号	特定小電力機器(注3)				13GHz未満
		13GHz以上25GHz未満			
		25GHz以上			
第2条第1項第9号	Ku帯VSAT地球局				
第2条第1項第9号の2	Ka帯VSAT地球局				
第2条第1項第9号の3	Ku帯VSAT地球局(高度500km)				
第2条第1項第9号の4	Ku帯VSAT地球局(高度1200km)				
第2条第1項第10号	携帯無線通信の中継を行なう無線局				
第2条第1項第10号の2	NB-IoTガードバンドモード対応携帯無線通信陸上移動中継局等				
第2条第1項第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信陸上移動局				
第2条第1項第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信陸上移動局				
第2条第1項第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信基地局等				
第2条第1項第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信基地局等				
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信フェムトセル基地局				
第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信フェムトセル基地局				
第2条第1項第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信屋内小型基地局				
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信屋内小型基地局				
第2条第1項第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信陸上移動局				
第2条第1項第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信陸上移動局				
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(EV-DOマルチキャリア)方式携帯無線通信陸上移動局				
第2条第1項第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信基地局等				
第2条第1項第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信基地局等				
第2条第1項第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信フェムトセル基地局				
第2条第1項第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信フェムトセル基地局				
第2条第1項第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信屋内小型基地局				
第2条第1項第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信屋内小型基地局				
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信陸上移動局				
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信陸上移動局				
第2条第1項第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信基地局等				
第2条第1項第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信基地局等				
第2条第1項第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局				
第2条第1項第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等				
第2条第1項第11号の17	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局				
第2条第1項第11号の18	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用基地局等				
第2条第1項第11号の19	LTE用陸上移動局				
第2条第1項第11号の19の2	NB-IoT携帯無線通信陸上移動局				
第2条第1項第11号の19の3	eMTC携帯無線通信陸上移動局				
第2条第1項第11号の20	LTE用基地局等				
第2条第1項第11号の20の2	LTE用フェムトセル基地局				
第2条第1項第11号の20の3	LTE用屋内小型基地局				
第2条第1項第11号の20の4	LTE用基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)				
第2条第1項第11号の20の5	LTE用フェムトセル基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)				
第2条第1項第11号の20の6	LTE用屋内小型基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)				
第2条第1項第11号の21	TD-LTE用陸上移動局				
第2条第1項第11号の21の2	TD-LTE用陸上移動局(中継)				
第2条第1項第11号の22	TD-LTE用基地局				
第2条第1項第11号の23	TD-LTE用フェムトセル基地局				
第2条第1項第11号の24	TD-LTE用屋内小型基地局				

第2条第1項第11号の25	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の27	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用基地局等
第2条第1項第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等
第2条第1項第11号の29	TD-5G-NR(sub6帯)用基地局
第2条第1項第11号の30	TD-5G-NR(sub6帯)用陸上移動局
第2条第1項第11号の31	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用基地局
第2条第1項第11号の32	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用陸上移動局
第2条第1項第11号の33	FDD-5G-NR用基地局
第2条第1項第11号の34	FDD-5G-NR用陸上移動局
第2条第1項第12号	アマチュア無線局
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信地球局(静止/オムニトラックス)
第2条第1項第14号の2	携帯移動衛星データ通信地球局(非静止/オープンコム)
第2条第1項第15号	加入者系多方向用基地局等
第2条第1項第15号の2	加入者系多方向用移動局
第2条第1項第15号の3	加入者系対向用移動局
第2条第1項第16号	テレメータ用等の固定局
第2条第1項第17号	非常警報用固定局
第2条第1項第18号	22GHz帯固定局
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム(模型飛行機無線操縦用)
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム(模型飛行機無線操縦用)
第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の4の2	60GHz帯小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の4の3	60GHz帯小電力データ通信システム(10mW以下)
第2条第1項第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局
第2条第1項第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局(0.2マイクロワット以下)
第2条第1項第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局
第2条第1項第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)
第2条第1項第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局
第2条第1項第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(0.2マイクロワット以下)
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(空中線電力0.01ワット以下)
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA陸上移動局
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA指令局
第2条第1項第20号の3	高度MCA陸上移動局等
第2条第1項第20号の4	高度MCA制御局等
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話 (狭帯域TDMA)
	(親機)
	(子機)
第2条第1項第21号の2	デジタルコードレス電話 (広帯域TDMA)
	(親機)
	(子機)
第2条第1項第21号の3	デジタルコードレス電話 (TDMA/OFDMA)
	(親機)
	(子機)
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局
第2条第1項第23号	PHS基地局
第2条第1項第23号の2	PHS中継局
第2条第1項第23号の3	PHS試験局等
第2条第1項第24号	38GHz帯固定局
第2条第1項第25号	RZSSB
第2条第1項第25号の2	周波数自動選択RZSSB
第2条第1項第25号の3	周波数追従RZSSB
第2条第1項第25号の4	狭帯域デジタル
第2条第1項第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル
第2条第1項第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル
第2条第1項第26号	車両感知用無線標定陸上局
第2条第1項第27号	道路交通情報ビーコン
第2条第1項第28号	携帯移動衛星用地球局(静止/N-STAR)
第2条第1項第28号の2	携帯移動衛星用地球局(非静止/イリジウム)
第2条第1項第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局
第2条第1項第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局
第2条第1項第28号の2の4	ESIM携帯移動地球局
第2条第1項第28号の2の5	Ku帯携帯移動地球局(非静止)(高度500km)
第2条第1項第28号の2の6	Ku帯携帯移動地球局(非静止)(高度1200km)
第2条第1項第28号の3	設備規則第48項第1項のマグネトロンレーダー(第3種レーダー)
第2条第1項第28号の4	設備規則第48項第1項の固体素子レーダー(第3種レーダー)
第2条第1項第29号	設備規則第48項第3項のマグネトロンレーダー(第4種レーダー)
第2条第1項第29号の2	設備規則第48項第3項の固体素子レーダー(第4種レーダー)
第2条第1項第30号	インマルサット携帯移動地球局
第2条第1項第30号の2	ESV携帯移動地球局(船上地球局)
第2条第1項第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局
第2条第1項第30号の4	防災対策携帯移動地球局
第2条第1項第31号	ルーラル加入者無線
第2条第1項第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局
第2条第1項第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局
第2条第1項第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局
第2条第1項第31号の5	80GHz帯高速無線回線用陸上移動局
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局
第2条第1項第33号	狭域通信システム用基地局

第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局		
第2条第1項第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局		
第2条第1項第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項)		
第2条第1項第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項及び第2項)		
第2条第1項第41号	18GHz帯基地局用等		
第2条第1項第42号	18GHz帯陸上移動局		
第2条第1項第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局		
第2条第1項第44号	18GHz帯電気通信用業務用固定局		
第2条第1項第46号	航空移動衛星通信システム		
第2条第1項第47号	超広帯域通信システム		
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム		
第2条第1項第47号の3	超広帯域通信システム(7.587GHz以上8.4GHz未満)		
第2条第1項第47号の4	超広帯域通信システム(7.25GHz以上9GHz未満)		
第2条第1項第48号	1500MHz帯電気通信用業務用固定局		
第2条第1項第49号	WiMAX用基地局等		
第2条第1項第51号	WiMAX用陸上移動局		
第2条第1項第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局		
第2条第1項第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局		
第2条第1項第53号	次世代PHS用基地局等		
第2条第1項第54号	次世代PHS用陸上移動局		
第2条第1項第54号の2	次世代PHS用フェムトセル基地局		
第2条第1項第54号の3	次世代PHS用屋内小型基地局		
第2条第1項第54号の4	広帯域移動無線アクセス陸上移動局		
第2条第1項第54号の5	NR-BWA用基地局		
第2条第1項第54号の6	NR-BWA用陸上移動局		
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャップファイラー		
第2条第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャップファイラー(CATV網等接続型)		
第2条第1項第57号の3	エリア放送用地上一般放送局		
第2条第1項第57号の4	超短波放送のギャップファイラー		
第2条第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置		
第2条第1項第59号	国際VHF(固定型)		
第2条第1項第60号	国際VHF(携帯型)		
第2条第1項第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局		
第2条第1項第61号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局(周波数インターリーブを行うもの)		
第2条第1項第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局		
第2条第1項第62号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局(周波数インターリーブを行うもの)		
第2条第1項第63号	700MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局		
第2条第1項第64号	700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局		
第2条第1項第65号	23GHz帯無線通信陸上移動局		
第2条第1項第66号	23GHz帯無線通信固定局		
第2条第1項第67号	11, 15GHz帯固定局		
第2条第1項第68号	携帯用位置指示無線標識		
第2条第1項第69号	6.5, 7.5GHz帯陸上移動局		
第2条第1項第70号	電気通信用業務用固定局		
第2条第1項第71号	6.5, 7.5GHz帯固定局		
第2条第1項第72号	無人移動体画像伝送システム		
第2条第1項第73号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用基地局		
第2条第1項第74号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動中継局		
第2条第1項第75号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動局		
第2条第1項第76号	150MHz帯VHFデータ交換装置		
第2条第1項第77号	400MHz帯デジタル船上通信設備		
第2条第1項第78号	5.2GHz帯小電力データ通信システム(自動車内設置)		
第2条第1項第79号	6GHz帯小電力データ通信システム(VLP)		
第2条第1項第80号	6GHz帯小電力データ通信システム(LPI)		

注1. 技術適合証明の一回の申込台数は500台までとする。

注2. 証明手数料＝証明料＋サンプル数分の試験結果通知書等審査料＋証明台数のラベル費

注3. 「13GHz以上25GHz未満」は移動体検知センサー 24GHz帯、「25GHz以上」は移動体検知センサー 60GHz帯ノミリ波レーダー、  
その他は「13GHz未満」の無線設備となります。

### 1.3 技術基準適合証明特性試験のサンプリング

- (1) サンプリングは、原則としてJIS Z9015に規定する計数調整型1回抜取検査方法に準拠して行うものとする。
- (2) サンプルの抜き取りは、サンプルに番号付けが可能なものについては乱数表を使用するものとし、番号付けが不適当なものについては直感によるランダムサンプリングを行う。
- (3) 直感によるサンプリングを行う場合は、ロットの代表となるよう、サンプルの品質・性能傾向を把握するとともに、品物を箱から出して並べる等して同じ機会で抜取が行われるようにする。
- (4) サンプリングを行うロットについて、何らかの層別を行うべき論理的基準がある場合は、それに従ってサブロットに分けサンプリングを行う。
- (5) 次の場合は全数検査を行う。
  - a. サンプリング品の試験結果が当該サンプルの基準に適合にしないものが1台でもある場合。
  - b. サンプルの試験データ等から、品質が均一でないと思われる場合
- (6) サンプルの抜取数は下表による。

抜取台数		備考
申込台数	抜取	
1～2	全数	
3～25	2	
26～50	3	
51～90	5	
91～150	8	
151～280	13	
281～500	20	

2.工事設計認証の認証手数料  
2.1 新規工事設計認証

(単位:円)

種別	略称	認証手数料		
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果通知書等を提出する場合	
第2条第1項第1号の9	SSB	530,000	350,000	
第2条第1項第1号の10	デジタル	530,000	350,000	
第2条第1項第1号の11	F3E等	530,000	350,000	
第2条第1項第1号の12	特定ラジオマイク	530,000	350,000	
第2条第1項第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク	530,000	350,000	
第2条第1項第1号の13	海上用DSB	530,000	350,000	
第2条第1項第1号の14	SSB	530,000	350,000	
第2条第1項第1号の15	F3E等	530,000	350,000	
第2条第1項第2号	無線標定	830,000	350,000	
第2条第1項第2号の2	ラジオ・パイ	530,000	350,000	
第2条第1項第3号	市民ラジオ	470,000	290,000	
第2条第1項第3号の2	気象援助局	530,000	350,000	
第2条第1項第4号の2	簡易無線	530,000	350,000	
第2条第1項第4号の4	無線操縦用簡易無線	530,000	350,000	
第2条第1項第4号の5	デジタル簡易無線	530,000	350,000	
第2条第1項第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス付)	530,000	350,000	
第2条第1項第4号の7	920MHz帯陸上移動局	530,000	350,000	
第2条第1項第5号	50GHz帯CR	830,000	350,000	
第2条第1項第6号	構内無線	530,000	350,000	
第2条第1項第6号の2	920MHz帯構内無線(キャリアセンス付)	530,000	350,000	
第2条第1項第6号の3	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式)	530,000	350,000	
第2条第1項第7号	コードレス電話	(親機)	470,000	290,000
		(子機)	470,000	290,000
第2条第1項第8号	特定小電力機器(注1)	13GHz未満	470,000	290,000
		13GHz以上25GHz未満	570,000	290,000
		25GHz以上	890,000	290,000
第2条第1項第9号	Ku帯VSAT地球局	470,000	290,000	
第2条第1項第9号の2	Ka帯VSAT地球局	530,000	290,000	
第2条第1項第9号の3	Ku帯VSAT地球局(高度500km)	470,000	290,000	
第2条第1項第9号の4	Ku帯VSAT地球局(高度1200km)	470,000	290,000	
第2条第1項第10号	携帯無線通信中継を行なう無線局	630,000	350,000	
第2条第1項第10号の2	NB-IoTガードバンドモード対応携帯無線通信陸上移動中継局等	630,000	350,000	
第2条第1項第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信陸上移動局	470,000	290,000	
第2条第1項第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信陸上移動局	470,000	290,000	
第2条第1項第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信基地局等	630,000	350,000	
第2条第1項第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信基地局等	630,000	350,000	
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信 フェムトセル基地局	630,000	350,000	
第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信 フェムトセル基地局	630,000	350,000	
第2条第1項第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信 屋内小型基地局	630,000	350,000	
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信 屋内小型基地局	630,000	350,000	
第2条第1項第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信 陸上移動局	470,000	290,000	
第2条第1項第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信 陸上移動局	470,000	290,000	
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(EV-DOマルチキャリア)方式 携帯無線通信陸上移動局	470,000	290,000	
第2条第1項第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信基地局等	630,000	350,000	
第2条第1項第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信基地局等	630,000	350,000	
第2条第1項第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信 フェムトセル基地局	630,000	350,000	
第2条第1項第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信 フェムトセル基地局	630,000	350,000	
第2条第1項第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信 屋内小型基地局	630,000	350,000	
第2条第1項第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信 屋内小型基地局	630,000	350,000	
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信陸上移動局	470,000	290,000	
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信陸上移動局	470,000	290,000	
第2条第1項第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信基地局等	630,000	350,000	
第2条第1項第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信基地局等	630,000	350,000	
第2条第1項第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局	470,000	290,000	
第2条第1項第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等	630,000	350,000	
第2条第1項第11号の17	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局	470,000	290,000	
第2条第1項第11号の18	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用基地局等	630,000	350,000	
第2条第1項第11号の19	LTE用陸上移動局	470,000	290,000	
第2条第1項第11号の19の2	NB-IoT携帯無線通信陸上移動局	470,000	290,000	
第2条第1項第11号の19の3	eMTC携帯無線通信陸上移動局	470,000	290,000	
第2条第1項第11号の20	LTE用基地局等	630,000	350,000	
第2条第1項第11号の20の2	LTE用フェムトセル基地局	630,000	350,000	
第2条第1項第11号の20の3	LTE用屋内小型基地局	630,000	350,000	
第2条第1項第11号の20の4	LTE用基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)	630,000	350,000	
第2条第1項第11号の20の5	LTE用フェムトセル基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)	630,000	350,000	
第2条第1項第11号の20の6	LTE用屋内小型基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)	630,000	350,000	
第2条第1項第11号の21	TD-LTE用陸上移動局	470,000	290,000	
第2条第1項第11号の21の2	TD-LTE用陸上移動局(中継)	470,000	290,000	
第2条第1項第11号の22	TD-LTE用基地局	630,000	350,000	
第2条第1項第11号の23	TD-LTE用フェムトセル基地局	630,000	350,000	
第2条第1項第11号の24	TD-LTE用屋内小型基地局	630,000	350,000	

第2条第1項第11号の25	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局		470,000	290,000
第2条第1項第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局		470,000	290,000
第2条第1項第11号の27	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用基地局等		630,000	350,000
第2条第1項第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等		630,000	350,000
第2条第1項第11号の29	TD-5G-NR(sub6帯)用基地局		830,000	350,000
第2条第1項第11号の30	TD-5G-NR(sub6帯)用陸上移動局		850,000	290,000
第2条第1項第11号の31	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用基地局		1,250,000	350,000
第2条第1項第11号の32	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用陸上移動局		1,190,000	290,000
第2条第1項第11号の33	FDD-5G-NR用基地局		830,000	350,000
第2条第1項第11号の34	FDD-5G-NR用陸上移動局		850,000	290,000
第2条第1項第12号	アマチュア無線局		530,000	350,000
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ		470,000	290,000
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局(静止/オムニトラックス)		470,000	290,000
第2条第1項第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局(非静止/オーブコム)		470,000	290,000
第2条第1項第15号	加入者系多方向用基地局等		830,000	350,000
第2条第1項第15号の2	加入者系多方向用移動局		870,000	290,000
第2条第1項第15号の3	加入者系対向用移動局		830,000	350,000
第2条第1項第16号	テレメータ用等の固定局		530,000	350,000
第2条第1項第17号	非常警報用固定局		530,000	350,000
第2条第1項第18号	22GHz帯固定局		830,000	350,000
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム		470,000	290,000
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム		470,000	290,000
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム(模型飛行機無線操縦用)		470,000	290,000
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム(模型飛行機無線操縦用)		470,000	290,000
第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム		470,000	290,000
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム		570,000	290,000
第2条第1項第19号の4の2	60GHz帯小電力データ通信システム		890,000	290,000
第2条第1項第19号の4の3	60GHz帯小電力データ通信システム(10mW以下)		890,000	290,000
第2条第1項第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局		470,000	290,000
第2条第1項第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局(0.2マイクロワット以下)		470,000	290,000
第2条第1項第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局		470,000	290,000
第2条第1項第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)		470,000	290,000
第2条第1項第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局		470,000	290,000
第2条第1項第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(0.2マイクロワット以下)		470,000	290,000
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(空中線電力0.01ワット以下)		470,000	290,000
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA陸上移動局		470,000	290,000
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA指令局		530,000	350,000
第2条第1項第20号の3	高度MCA陸上移動局等		470,000	290,000
第2条第1項第20号の4	高度MCA制御局等		630,000	350,000
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話(狭帯域TDMA)	(親機)	570,000	290,000
		(子機)	570,000	290,000
第2条第1項第21号の2	デジタルコードレス電話(広帯域TDMA)	(親機)	570,000	290,000
		(子機)	570,000	290,000
第2条第1項第21号の3	デジタルコードレス電話(TDMA/OFDMA)	(親機)	570,000	290,000
		(子機)	570,000	290,000
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局		570,000	290,000
第2条第1項第23号	PHS基地局		630,000	350,000
第2条第1項第23号の2	PHS中継局		630,000	350,000
第2条第1項第23号の3	PHS試験局等		630,000	350,000
第2条第1項第24号	38GHz帯固定局		830,000	350,000
第2条第1項第25号	RZSSB		590,000	350,000
第2条第1項第25号の2	周波数自動選択RZSSB		530,000	290,000
第2条第1項第25号の3	周波数追従RZSSB		530,000	290,000
第2条第1項第25号の4	狭帯域デジタル		590,000	350,000
第2条第1項第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル		530,000	290,000
第2条第1項第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル		530,000	290,000
第2条第1項第26号	車両感知用無線標定陸上局		530,000	350,000
第2条第1項第27号	道路交通情報ビーコン		530,000	350,000
第2条第1項第28号	携帯移動衛星用地球局(静止/N-STAR)		470,000	290,000
第2条第1項第28号の2	携帯移動衛星用地球局(非静止/イリジウム)		470,000	290,000
第2条第1項第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局		470,000	290,000
第2条第1項第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局		470,000	290,000
第2条第1項第28号の2の4	ESIM携帯移動地球局		470,000	290,000
第2条第1項第28号の2の5	Ku帯携帯移動地球局(非静止)(高度500km)		470,000	290,000
第2条第1項第28号の2の6	Ku帯携帯移動地球局(非静止)(高度1200km)		470,000	290,000
第2条第1項第28号の3	設備規則第48項第1項のマグネトロンレーダー(第3種レーダー)		530,000	350,000
第2条第1項第28号の4	設備規則第48項第1項の固体素子レーダー(第3種レーダー)		530,000	350,000
第2条第1項第29号	設備規則第48項第3項のマグネトロンレーダー(第4種レーダー)		530,000	350,000
第2条第1項第29号の2	設備規則第48項第3項の固体素子レーダー(第4種レーダー)		530,000	350,000
第2条第1項第30号	インマルサット携帯移動地球局		470,000	290,000
第2条第1項第30号の2	ESV携帯移動地球局(船上地球局)		470,000	290,000
第2条第1項第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局		470,000	290,000
第2条第1項第30号の4	防災対策携帯移動地球局		470,000	290,000
第2条第1項第31号	ルーラル加入者無線		470,000	290,000
第2条第1項第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局		830,000	350,000
第2条第1項第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局		830,000	350,000

第2条第1項第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局	830,000	350,000
第2条第1項第31号の5	80GHz帯高速無線回線用陸上移動局	830,000	350,000
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局	470,000	290,000
第2条第1項第33号	狭域通信システム用基地局	630,000	350,000
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局	470,000	290,000
第2条第1項第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	530,000	350,000
第2条第1項第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項)	470,000	290,000
第2条第1項第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項及び第2項)	530,000	350,000
第2条第1項第41号	18GHz帯基地局用等	830,000	350,000
第2条第1項第42号	18GHz帯陸上移動局	830,000	350,000
第2条第1項第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局	830,000	350,000
第2条第1項第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局	830,000	350,000
第2条第1項第46号	航空移動衛星通信システム	470,000	290,000
第2条第1項第47号	超広帯域通信システム	570,000	290,000
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム	570,000	290,000
第2条第1項第47号の3	超広帯域通信システム(7.587GHz以上8.4GHz未満)	570,000	290,000
第2条第1項第47号の4	超広帯域通信システム(7.25GHz以上9GHz未満)	570,000	290,000
第2条第1項第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局	630,000	350,000
第2条第1項第49号	WiMAX用基地局等	630,000	350,000
第2条第1項第51号	WiMAX用陸上移動局	470,000	290,000
第2条第1項第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局	630,000	350,000
第2条第1項第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局	630,000	350,000
第2条第1項第53号	次世代PHS用基地局等	630,000	350,000
第2条第1項第54号	広帯域移動無線アクセス陸上移動局	470,000	290,000
第2条第1項第54号の2	次世代PHS用フェムトセル基地局	630,000	350,000
第2条第1項第54号の3	次世代PHS用屋内小型基地局	630,000	350,000
第2条第1項第54号の4	広帯域移動無線アクセス陸上移動局(eMTC)	470,000	290,000
第2条第1項第54号の5	NR-BWA用基地局	830,000	350,000
第2条第1項第54号の6	NR-BWA用陸上移動局	850,000	290,000
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルアー	630,000	350,000
第2条第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルアー(CATV網等接続型)	630,000	350,000
第2条第1項第57号の3	エリア放送用地上一般放送局	630,000	350,000
第2条第1項第57号の4	超短波放送のギャップフィルアー	630,000	350,000
第2条第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置	630,000	350,000
第2条第1項第59号	国際VHF(固定型)	530,000	350,000
第2条第1項第60号	国際VHF(携帯型)	530,000	350,000
第2条第1項第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局	630,000	350,000
第2条第1項第61号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局(周波数インターリーブを行うもの)	630,000	350,000
第2条第1項第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	470,000	290,000
第2条第1項第62号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局(周波数インターリーブを行うもの)	470,000	290,000
第2条第1項第63号	700MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局	630,000	350,000
第2条第1項第64号	700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局	470,000	290,000
第2条第1項第65号	23GHz帯無線通信陸上移動局	830,000	350,000
第2条第1項第66号	23GHz帯無線通信固定局	830,000	350,000
第2条第1項第67号	11, 15GHz帯固定局	630,000	350,000
第2条第1項第68号	携帯用位置指示無線標識	630,000	350,000
第2条第1項第69号	6.5, 7.5GHz帯陸上移動局	530,000	350,000
第2条第1項第70号	電気通信業務用固定局	530,000	350,000
第2条第1項第71号	6.5, 7.5GHz帯固定局	530,000	350,000
第2条第1項第72号	無人移動体画像伝送システム	470,000	290,000
第2条第1項第73号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用基地局	470,000	290,000
第2条第1項第74号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動中継局	470,000	290,000
第2条第1項第75号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動局	470,000	290,000
第2条第1項第76号	150MHz帯VHFデータ交換装置	530,000	350,000
第2条第1項第77号	400MHz帯デジタル船上通信設備	530,000	350,000
第2条第1項第78号	5.2GHz帯小電力データ通信システム(自動車内設置)	470,000	290,000
第2条第1項第79号	6GHz帯小電力データ通信システム(VLP)	470,000	290,000
第2条第1項第80号	6GHz帯小電力データ通信システム(LPI)	470,000	290,000

注1. 「13GHz以上25GHz未満」は移動体検知センサー 24GHz帯、「25GHz以上」は移動体検知センサー 60GHz帯/ミリ波レーダー、  
その他は「13GHz未満」の無線設備となります。

2.2 軽微な変更の工事の工事設計認証(付属書2の軽微な変更の工事設計認証に係る事項)

(単位:円)

種別	略称	認証手数料
第2条第1項第1号の9	SSB	90,000
第2条第1項第1号の10	デジタル	
第2条第1項第1号の11	F3E等	
第2条第1項第1号の12	特定ラジオマイク	
第2条第1項第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク	
第2条第1項第1号の13	海上用DSB	
第2条第1項第1号の14	SSB	
第2条第1項第1号の15	F3E等	
第2条第1項第2号	無線標定	
第2条第1項第2号の2	ラジオ・バイ	
第2条第1項第3号	市民ラジオ	
第2条第1項第3号の2	気象援助局	
第2条第1項第4号の2	簡易無線	
第2条第1項第4号の4	無線操縦用簡易無線	
第2条第1項第4号の5	デジタル簡易無線	
第2条第1項第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス付)	
第2条第1項第4号の7	920MHz帯陸上移動局	
第2条第1項第5号	50GHz帯CR	
第2条第1項第6号	構内無線	
第2条第1項第6号の2	920MHz帯構内無線(キャリアセンス付)	
第2条第1項第6号の3	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式)	
第2条第1項第7号	コードレス電話	
第2条第1項第8号	特定小電力機器 (注1)	13GHz未満 13GHz以上25GHz未満 25GHz以上
第2条第1項第9号	Ku帯VSAT地球局	
第2条第1項第9号の2	Ka帯VSAT地球局	
第2条第1項第9号の3	Ku帯VSAT地球局(高度500km)	
第2条第1項第9号の4	Ku帯VSAT地球局(高度1200km)	
第2条第1項第10号	携帯無線通信の中継を行なう無線局	
第2条第1項第10号の2	NB-IoTガードバンドモード対応携帯無線通信陸上移動中継局等	
第2条第1項第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信陸上移動局	
第2条第1項第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信陸上移動局	
第2条第1項第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信基地局等	
第2条第1項第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信基地局等	
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信フェムトセル基地局	
第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信フェムトセル基地局	
第2条第1項第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信屋内小型基地局	
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信屋内小型基地局	
第2条第1項第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信陸上移動局	
第2条第1項第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信陸上移動局	
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(EV-DOマルチキャリア)方式 携帯無線通信陸上移動局	
第2条第1項第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信基地局等	
第2条第1項第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信基地局等	
第2条第1項第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信フェムトセル基地局	
第2条第1項第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信フェムトセル基地局	
第2条第1項第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信屋内小型基地局	
第2条第1項第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信屋内小型基地局	
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信陸上移動局	
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信陸上移動局	
第2条第1項第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信基地局等	
第2条第1項第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信基地局等	
第2条第1項第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局	
第2条第1項第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等	
第2条第1項第11号の17	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局	
第2条第1項第11号の18	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用基地局等	
第2条第1項第11号の19	LTE用陸上移動局	
第2条第1項第11号の19の2	NB-IoT携帯無線通信陸上移動局	
第2条第1項第11号の19の3	eMTC携帯無線通信陸上移動局	
第2条第1項第11号の20	LTE用基地局等	
第2条第1項第11号の20の2	LTE用フェムトセル基地局	
第2条第1項第11号の20の3	LTE用屋内小型基地局	
第2条第1項第11号の20の4	LTE用基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)	
第2条第1項第11号の20の5	LTE用フェムトセル基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)	
第2条第1項第11号の20の6	LTE用屋内小型基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)	
第2条第1項第11号の21	TD-LTE用陸上移動局	
第2条第1項第11号の21の2	TD-LTE用陸上移動局(中継)	
第2条第1項第11号の22	TD-LTE用基地局	

第2条第1項第11号の23	TD-LTE用フェムトセル基地局
第2条第1項第11号の24	TD-LTE用屋内小型基地局
第2条第1項第11号の25	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の27	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用基地局等
第2条第1項第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等
第2条第1項第11号の29	TD-5G-NR(sub6帯)用基地局
第2条第1項第11号の30	TD-5G-NR(sub6帯)用陸上移動局
第2条第1項第11号の31	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用基地局
第2条第1項第11号の32	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用陸上移動局
第2条第1項第11号の33	FDD-5G-NR用基地局
第2条第1項第11号の34	FDD-5G-NR用陸上移動局
第2条第1項第12号	アマチュア無線局
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局(静止/オムニトラックス)
第2条第1項第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局(非静止/オーブコム)
第2条第1項第15号	加入者系多方向用基地局等
第2条第1項第15号の2	加入者系多方向用移動局
第2条第1項第15号の3	加入者系対向用移動局
第2条第1項第16号	テレメータ用等の固定局
第2条第1項第17号	非常警報用固定局
第2条第1項第18号	22GHz帯固定局
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯 小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム(模型飛行機無線操縦用)
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム(模型飛行機無線操縦用)
第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム
(旧)第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム
(旧)第2条第1項第19号の3の2	5.6GHz帯小電力データ通信システム
(旧)第2条第1項第19号の3の3	5GHz帯小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯 小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の4 の2	60GHz帯小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の4 の3	60GHz帯小電力データ通信システム(10mW以下)
第2条第1項第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局
第2条第1項第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局(0.2マイクロワット以下)
第2条第1項第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局
第2条第1項第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)
第2条第1項第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局
第2条第1項第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(0.2マイクロワット以下)
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA陸上移動局
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA指令局
第2条第1項第20号の3	高度MCA陸上移動局等
第2条第1項第20号の4	高度MCA制御局等
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電 話(狭帯域TDMA)
第2条第1項第21号の2	デジタルコードレス電 話(広帯域TDMA)
第2条第1項第21号の3	デジタルコードレス電 話(TDMA/OFDMA)
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局
第2条第1項第23号	PHS基地局
第2条第1項第23号の2	PHS中継局
第2条第1項第23号の3	PHS試験局等
第2条第1項第24号	38GHz帯固定局
第2条第1項第25号	RZSSB
第2条第1項第25号の2	周波数自動選択RZSSB
第2条第1項第25号の3	周波数追従RZSSB
第2条第1項第25号の4	狭帯域デジタル
第2条第1項第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル
第2条第1項第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル
第2条第1項第26号	車両感知用無線標定陸上局
第2条第1項第27号	道路交通情報ビーコン
第2条第1項第28号	携帯移動衛星用地球局(静止/N-STAR)
第2条第1項第28号の2	携帯移動衛星用地球局(非静止/イリジウム)
第2条第1項第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局
第2条第1項第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局
第2条第1項第28号の2の4	ESIM携帯移動地球局
第2条第1項第28号の2の5	Ku帯携帯移動地球局(非静止)(高度500km)
第2条第1項第28号の2の6	Ku帯携帯移動地球局(非静止)(高度1200km)
第2条第1項第28号の3	設備規則第48項第1項のマグネトロンレーダー(第3種レーダー)
第2条第1項第28号の4	設備規則第48項第1項の固体素子レーダー(第3種レーダー)

第2条第1項第29号	設備規則第48項第3項のマグネトロンレーダー(第4種レーダー)
第2条第1項第29号の2	設備規則第48項第3項の固体素子レーダー(第4種レーダー)
第2条第1項第30号	インマルサット携帯移動地球局
第2条第1項第30号の2	ESV携帯移動地球局(船上地球局)
第2条第1項第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局
第2条第1項第30号の4	防災対策携帯移動地球局
第2条第1項第31号	ルーラル加入者無線
第2条第1項第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局
第2条第1項第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局
第2条第1項第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局
第2条第1項第31号の5	80GHz帯高速無線回線用陸上移動局
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局
第2条第1項第33号	狭域通信システム用基地局
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局
第2条第1項第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局
第2条第1項第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項)
第2条第1項第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項及び第2項)
第2条第1項第41号	18GHz帯基地局用等
第2条第1項第42号	18GHz帯陸上移動局
第2条第1項第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局
第2条第1項第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局
第2条第1項第46号	航空移動衛星通信システム
第2条第1項第47号	超広帯域通信システム
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム
第2条第1項第47号の3	超広帯域通信システム(7.587GHz以上8.4GHz未満)
第2条第1項第47号の4	超広帯域通信システム(7.25GHz以上9GHz未満)
第2条第1項第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局
第2条第1項第49号	WiMAX用基地局等
第2条第1項第51号	WiMAX用陸上移動局
第2条第1項第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局
第2条第1項第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局
第2条第1項第53号	次世代PHS用基地局等
第2条第1項第54号	広帯域移動無線アクセス陸上移動局
第2条第1項第54号の2	次世代PHS用フェムトセル基地局
第2条第1項第54号の3	次世代PHS用屋内小型基地局
第2条第1項第54号の4	広帯域移動無線アクセス陸上移動局(eMTC)
第2条第1項第54号の5	NR-BWA用基地局
第2条第1項第54号の6	NR-BWA用陸上移動局
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルター
第2条第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルター(CATV網等接続型)
第2条第1項第57号の3	エリア放送用地上一般放送局
第2条第1項第57号の4	超短波放送のギャップフィルター
第2条第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置
第2条第1項第59号	国際VHF(固定型)
第2条第1項第60号	国際VHF(携帯型)
第2条第1項第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局
第2条第1項第61号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局(周波数インターリーブを行うもの)
第2条第1項第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局
第2条第1項第62号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局(周波数インターリーブを行うもの)
第2条第1項第63号	700MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局
第2条第1項第64号	700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局
第2条第1項第65号	23GHz帯無線通信陸上移動局
第2条第1項第66号	23GHz帯無線通信固定局
第2条第1項第67号	11, 15GHz帯固定局
第2条第1項第68号	携帯用位置指示無線標識
第2条第1項第69号	6.5, 7.5GHz帯陸上移動局
第2条第1項第70号	電気通信業務用固定局
第2条第1項第71号	6.5, 7.5GHz帯固定局
第2条第1項第72号	無人移動体画像伝送システム
第2条第1項第73号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用基地局
第2条第1項第74号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動中継局
第2条第1項第75号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動局
第2条第1項第76号	150MHz帯VHFデータ交換装置
第2条第1項第77号	400MHz帯デジタル船上通信設備
第2条第1項第78号	5.2GHz帯小電力データ通信システム(自動車内設置)
第2条第1項第79号	6GHz帯小電力データ通信システム(VLP)
第2条第1項第80号	6GHz帯小電力データ通信システム(LPI)

注1. 「13GHz以上25GHz未満」は移動体検知センサー 24GHz帯、「25GHz以上」は移動体検知センサー 60GHz帯/ミリ波レーダー、  
その他は「13GHz未満」の無線設備となります。

2.3 変更の工事の工事設計認証(付属書2の変更の工事に係る事項)

(単位:円)

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果通知等を提出する場合
第2条第1項第1号の9	SSB	450,000	270,000
第2条第1項第1号の10	デジタル	450,000	270,000
第2条第1項第1号の11	F3E等	450,000	270,000
第2条第1項第1号の12	特定ラジオマイク	450,000	270,000
第2条第1項第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク	450,000	270,000
第2条第1項第1号の13	海上用DSB	450,000	270,000
第2条第1項第1号の14	SSB	450,000	270,000
第2条第1項第1号の15	F3E等	450,000	270,000
第2条第1項第2号	無線標定	750,000	270,000
第2条第1項第2号の2	ラジオ・バイ	450,000	270,000
第2条第1項第3号	市民ラジオ	390,000	210,000
第2条第1項第3号の2	気象援助局	450,000	270,000
第2条第1項第4号の2	簡易無線	450,000	270,000
第2条第1項第4号の4	無線操縦用簡易無線	450,000	270,000
第2条第1項第4号の5	デジタル簡易無線	450,000	270,000
第2条第1項第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス付)	450,000	270,000
第2条第1項第4号の7	920MHz帯陸上移動局	450,000	270,000
第2条第1項第5号	50GHz帯CR	750,000	270,000
第2条第1項第6号	構内無線	450,000	270,000
第2条第1項第6号の2	920MHz帯構内無線(キャリアセンス付)	450,000	270,000
第2条第1項第6号の3	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式)	450,000	270,000
第2条第1項第7号	コードレス電話	(親機) 390,000 (子機) 210,000	210,000
第2条第1項第8号	特定小電力機器(注1)	13GHz未満 390,000 13GHz以上25GHz未満 490,000 25GHz以上 810,000	210,000
第2条第1項第9号	Ku帯VSAT地球局	390,000	210,000
第2条第1項第9号の2	Ka帯VSAT地球局	450,000	210,000
第2条第1項第9号の3	Ku帯VSAT地球局(高度500km)	390,000	210,000
第2条第1項第9号の4	Ku帯VSAT地球局(高度1200km)	390,000	210,000
第2条第1項第10号	携帯無線通信の中継を行なう無線局	550,000	270,000
第2条第1項第10号の2	NB-IoTガードバンドモード対応携帯無線通信陸上移動中継局等	550,000	270,000
第2条第1項第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信基地局等	550,000	270,000
第2条第1項第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信基地局等	550,000	270,000
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信フェムトセル基地局	550,000	270,000
第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信フェムトセル基地局	550,000	270,000
第2条第1項第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信屋内小型基地局	550,000	270,000
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信屋内小型基地局	550,000	270,000
第2条第1項第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(EV-DOマルチキャリア)方式携帯無線通信陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信基地局等	550,000	270,000
第2条第1項第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信基地局等	550,000	270,000
第2条第1項第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信フェムトセル基地局	550,000	270,000
第2条第1項第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信フェムトセル基地局	550,000	270,000
第2条第1項第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信屋内小型基地局	550,000	270,000
第2条第1項第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信屋内小型基地局	550,000	270,000
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信基地局等	550,000	270,000
第2条第1項第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信基地局等	550,000	270,000
第2条第1項第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等	550,000	270,000
第2条第1項第11号の17	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の18	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用基地局等	550,000	270,000
第2条第1項第11号の19	LTE用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の19の2	NB-IoT携帯無線通信陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の19の3	eMTC携帯無線通信陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の20	LTE用基地局等	550,000	270,000
第2条第1項第11号の20の2	LTE用フェムトセル基地局	550,000	270,000
第2条第1項第11号の20の3	LTE用屋内小型基地局	550,000	270,000
第2条第1項第11号の20の4	LTE用基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)	550,000	270,000
第2条第1項第11号の20の5	LTE用フェムトセル基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)	550,000	270,000
第2条第1項第11号の20の6	LTE用屋内小型基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)	550,000	270,000
第2条第1項第11号の21	TD-LTE用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の21の2	TD-LTE用陸上移動局(中継)	390,000	210,000
第2条第1項第11号の22	TD-LTE用基地局	550,000	270,000
第2条第1項第11号の23	TD-LTE用フェムトセル基地局	550,000	270,000
第2条第1項第11号の24	TD-LTE用屋内小型基地局	550,000	270,000
第2条第1項第11号の25	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第11号の27	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用基地局等	550,000	270,000

第2条第1項第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等		550,000	270,000
第2条第1項第11号の29	TD-5G-NR(sub6帯)用基地局		750,000	270,000
第2条第1項第11号の30	TD-5G-NR(sub6帯)用陸上移動局		770,000	210,000
第2条第1項第11号の31	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用基地局		1,170,000	270,000
第2条第1項第11号の32	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用陸上移動局		1,110,000	210,000
第2条第1項第11号の33	FDD-5G-NR用基地局		750,000	270,000
第2条第1項第11号の34	FDD-5G-NR用陸上移動局		770,000	210,000
第2条第1項第12号	アマチュア無線局		450,000	270,000
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ		390,000	210,000
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局(静止/オムニトラックス)		390,000	210,000
第2条第1項第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局(非静止/オープコム)		390,000	210,000
第2条第1項第15号	加入者系多方向用基地局等		750,000	270,000
第2条第1項第15号の2	加入者系多方向用移動局		790,000	210,000
第2条第1項第15号の3	加入者系対向用移動局		750,000	270,000
第2条第1項第16号	テレメータ用等の固定局		450,000	270,000
第2条第1項第17号	非常警報用固定局		450,000	270,000
第2条第1項第18号	22GHz帯固定局		750,000	270,000
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム		390,000	210,000
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯 小電力データ通信システム		390,000	210,000
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム(模型飛行機無線操縦用)		390,000	210,000
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム(模型飛行機無線操縦用)		390,000	210,000
第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム		390,000	210,000
(旧)第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム		390,000	210,000
(旧)第2条第1項第19号の3の2	5.6GHz帯小電力データ通信システム		390,000	210,000
(旧)第2条第1項第19号の3の3	5GHz帯小電力データ通信システム		390,000	210,000
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯 小電力データ通信システム		490,000	210,000
第2条第1項第19号の4の2	60GHz帯小電力データ通信システム		810,000	210,000
第2条第1項第19号の4の3	60GHz帯小電力データ通信システム(10mW以下)		810,000	210,000
第2条第1項第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局		390,000	210,000
第2条第1項第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局(0.2マイクロワット以下)		390,000	210,000
第2条第1項第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局		390,000	210,000
第2条第1項第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)		390,000	210,000
第2条第1項第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局		390,000	210,000
第2条第1項第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(0.2マイクロワット以下)		390,000	210,000
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局(空中線電力0.01ワット以下)		390,000	210,000
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA陸上移動局		390,000	210,000
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA指令局		450,000	270,000
第2条第1項第20号の3	高度MCA陸上移動局等		390,000	210,000
第2条第1項第20号の4	高度MCA制御局等		550,000	270,000
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話 (狭帯域TDMA)	(親機)	490,000	210,000
		(子機)	490,000	210,000
第2条第1項第21号の2	デジタルコードレス電話 (広帯域TDMA)	(親機)	490,000	210,000
		(子機)	490,000	210,000
第2条第1項第21号の3	デジタルコードレス電話 (TDMA/OFDMA)	(親機)	490,000	210,000
		(子機)	490,000	210,000
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局		490,000	210,000
第2条第1項第23号	PHS基地局		550,000	270,000
第2条第1項第23号の2	PHS中継局		550,000	270,000
第2条第1項第23号の3	PHS試験局等		550,000	270,000
第2条第1項第24号	38GHz帯固定局		750,000	270,000
第2条第1項第25号	RZSSB		510,000	270,000
第2条第1項第25号の2	周波数自動選択RZSSB		450,000	210,000
第2条第1項第25号の3	周波数追従RZSSB		450,000	210,000
第2条第1項第25号の4	狭帯域デジタル		510,000	270,000
第2条第1項第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル		450,000	210,000
第2条第1項第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル		450,000	210,000
第2条第1項第26号	車両感知用無線標定陸上局		450,000	270,000
第2条第1項第27号	道路交通情報ビーコン		450,000	270,000
第2条第1項第28号	携帯移動衛星用地球局(静止/N-STAR)		390,000	210,000
第2条第1項第28号の2	携帯移動衛星用地球局(非静止/イリジウム)		390,000	210,000
第2条第1項第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局		390,000	210,000
第2条第1項第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局		390,000	210,000
第2条第1項第28号の2の4	ESIM携帯移動地球局		390,000	210,000
第2条第1項第28号の2の5	Ku帯携帯移動地球局(非静止)(高度500km)		390,000	210,000
第2条第1項第28号の2の6	Ku帯携帯移動地球局(非静止)(高度1200km)		390,000	210,000
第2条第1項第28号の3	設備規則第48項第1項のマグネトロンレーダー(第3種レーダー)		450,000	270,000
第2条第1項第28号の4	設備規則第48項第1項の固体素子レーダー(第3種レーダー)		450,000	270,000
第2条第1項第29号	設備規則第48項第3項のマグネトロンレーダー(第4種レーダー)		450,000	270,000
第2条第1項第29号の2	設備規則第48項第3項の固体素子レーダー(第4種レーダー)		450,000	270,000
第2条第1項第30号	インマルサット携帯移動地球局		390,000	210,000
第2条第1項第30号の2	ESV携帯移動地球局(船上地球局)		390,000	210,000
第2条第1項第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局		390,000	210,000
第2条第1項第30号の4	防災対策携帯移動地球局		390,000	210,000
第2条第1項第31号	ルーラル加入者無線		390,000	210,000
第2条第1項第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局		750,000	270,000
第2条第1項第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局		750,000	270,000
第2条第1項第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局		750,000	270,000
第2条第1項第31号の5	80GHz帯高速無線回線用陸上移動局		750,000	270,000
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局		390,000	210,000
第2条第1項第33号	狭域通信システム用基地局		550,000	270,000

第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局	390,000	210,000
第2条第1項第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	450,000	270,000
第2条第1項第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項)	390,000	210,000
第2条第1項第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項及び第2項)	450,000	270,000
第2条第1項第41号	18GHz帯基地局用等	750,000	270,000
第2条第1項第42号	18GHz帯陸上移動局	750,000	270,000
第2条第1項第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局	750,000	270,000
第2条第1項第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局	750,000	270,000
第2条第1項第46号	航空移動衛星通信システム	390,000	210,000
第2条第1項第47号	超広帯域通信システム	490,000	210,000
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム	490,000	210,000
第2条第1項第47号の3	超広帯域通信システム(7.587GHz以上8.4GHz未満)	490,000	210,000
第2条第1項第47号の4	超広帯域通信システム(7.25GHz以上9GHz未満)	490,000	210,000
第2条第1項第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局	550,000	270,000
第2条第1項第49号	WiMAX用基地局等	550,000	270,000
第2条第1項第51号	WiMAX用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局	550,000	270,000
第2条第1項第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局	550,000	270,000
第2条第1項第53号	次世代PHS用基地局等	550,000	270,000
第2条第1項第54号	次世代PHS用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第54号の2	次世代PHS用フェムトセル基地局	550,000	270,000
第2条第1項第54号の3	次世代PHS用屋内小型基地局	550,000	270,000
第2条第1項第54号の4	広帯域移動無線アクセス陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第54号の5	NR-BWA用基地局	750,000	270,000
第2条第1項第54号の6	NR-BWA用陸上移動局	770,000	210,000
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルアー	550,000	270,000
第2条第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルアー( CATV網等接続型)	550,000	270,000
第2条第1項第57号の3	エリア放送用地上一般放送局	550,000	270,000
第2条第1項第57号の4	超短波放送のギャップフィルアー	550,000	270,000
第2条第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置	550,000	270,000
第2条第1項第59号	国際VHF(固定型)	450,000	270,000
第2条第1項第60号	国際VHF(携帯型)	450,000	270,000
第2条第1項第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局	550,000	270,000
第2条第1項第61号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局(周波数インターリーブを行うもの)	550,000	270,000
第2条第1項第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第62号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局(周波数インターリーブを行うもの)	390,000	210,000
第2条第1項第63号	700MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局	550,000	270,000
第2条第1項第64号	700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第65号	23GHz帯無線通信用陸上移動局	750,000	270,000
第2条第1項第66号	23GHz帯無線通信用固定局	750,000	270,000
第2条第1項第67号	11, 15GHz帯固定局	550,000	270,000
第2条第1項第68号	携帯用位置指示無線標識	550,000	270,000
第2条第1項第69号	6.5, 7.5GHz帯陸上移動局	450,000	270,000
第2条第1項第70号	電気通信業務用固定局	450,000	270,000
第2条第1項第71号	6.5, 7.5GHz帯固定局	450,000	270,000
第2条第1項第72号	無人移動体画像伝送システム	390,000	210,000
第2条第1項第73号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用基地局	390,000	210,000
第2条第1項第74号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動中継局	390,000	210,000
第2条第1項第75号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動局	390,000	210,000
第2条第1項第76号	150MHz帯VHFデータ交換装置	450,000	270,000
第2条第1項第77号	400MHz帯デジタル船上通信設備	450,000	270,000
第2条第1項第78号	5.2GHz帯小電力データ通信システム(自動車内設置)	390,000	210,000
第2条第1項第79号	6GHz帯小電力データ通信システム(VLP)	390,000	210,000
第2条第1項第80号	6GHz帯小電力データ通信システム(LPI)	390,000	210,000

注1. 「13GHz以上25GHz未満」は移動体検知センサー 24GHz帯、「25GHz以上」は移動体検知センサー 60GHz帯/ミリ波レーダー、  
その他は「13GHz未満」の無線設備となります。

2.4 製造場所の変更及び追加、型式名称の変更及び製造者名等の変更の認証

(単位:円)

種別	略称	認証手数料	
		製造場所等の変更	型式名称等の変更
第2条第1項第1号の9	SSB	50,000	50,000
第2条第1項第1号の10	デジタル		
第2条第1項第1号の11	F3E等		
第2条第1項第1号の12	特定ラジオマイク		
第2条第1項第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク		
第2条第1項第1号の13	海上用DSB		
第2条第1項第1号の14	SSB		
第2条第1項第1号の15	F3E等		
第2条第1項第2号	無線標定		
第2条第1項第2号の2	ラジオ・バイ		
第2条第1項第3号	市民ラジオ		
第2条第1項第3号の2	気象援助局		
第2条第1項第4号の2	簡易無線		
第2条第1項第4号の4	無線操縦用簡易無線		
第2条第1項第4号の5	デジタル簡易無線		
第2条第1項第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス付)		
第2条第1項第4号の7	920MHz帯陸上移動局		
第2条第1項第5号	50GHz帯CR		
第2条第1項第6号	構内無線		
第2条第1項第6号の2	920MHz帯構内無線(キャリアセンス付)		
第2条第1項第6号の3	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式)		
第2条第1項第7号	コードレス電話		
		(子機)	
第2条第1項第8号	特定小電力機器(注1)	13GHz未満	
		13GHz以上25GHz未満	
		25GHz以上	
第2条第1項第9号	Ku帯VSAT地球局		
第2条第1項第9号の2	Ka帯VSAT地球局		
第2条第1項第9号の3	Ku帯VSAT地球局(高度500km)		
第2条第1項第9号の4	Ku帯VSAT地球局(高度1200km)		
第2条第1項第10号	携帯無線通信の中継を行なう無線局		
第2条第1項第10号の2	NB-IoTガードバンドモード対応携帯無線通信陸上移動中継局等		
第2条第1項第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信陸上移動局		
第2条第1項第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信陸上移動局		
第2条第1項第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信基地局等		
第2条第1項第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信基地局等		
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信フェムトセル基地局		
第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000方式携帯無線通信フェムトセル基地局		
第2条第1項第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信屋内小型基地局		
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信屋内小型基地局		
第2条第1項第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信陸上移動局		
第2条第1項第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信陸上移動局		
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(EV-DOマルチキャリア)方式 携帯無線通信陸上移動局		
第2条第1項第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信基地局等		
第2条第1項第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信基地局等		
第2条第1項第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信フェムトセル基地局		
第2条第1項第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信フェムトセル基地局		
第2条第1項第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信屋内小型基地局		
第2条第1項第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信屋内小型基地局		
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信陸上移動局		
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信陸上移動局		
第2条第1項第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信基地局等		
第2条第1項第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信基地局等		
第2条第1項第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局		
第2条第1項第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等		
第2条第1項第11号の17	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局		
第2条第1項第11号の18	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用基地局等		
第2条第1項第11号の19	LTE用陸上移動局		
第2条第1項第11号の19の2	NB-IoT携帯無線通信陸上移動局		
第2条第1項第11号の19の3	eMTC携帯無線通信陸上移動局		
第2条第1項第11号の20	LTE用基地局等		
第2条第1項第11号の20の2	LTE用フェムトセル基地局		
第2条第1項第11号の20の3	LTE用屋内小型基地局		
第2条第1項第11号の20の4	LTE用基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)		
第2条第1項第11号の20の5	LTE用フェムトセル基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)		
第2条第1項第11号の20の6	LTE用屋内小型基地局(NB-IoTガードバンドモード対応)		
第2条第1項第11号の21	TD-LTE用陸上移動局		
第2条第1項第11号の21の2	TD-LTE用陸上移動局(中継)		
第2条第1項第11号の22	TD-LTE用基地局		

第2条第1項第11号の23	TD-LTE用フェムトセル基地局
第2条第1項第11号の24	TD-LTE用屋内小型基地局
第2条第1項第11号の25	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の27	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用基地局等
第2条第1項第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等
第2条第1項第11号の29	TD-5G-NR(sub6帯)用基地局
第2条第1項第11号の30	TD-5G-NR(sub6帯)用陸上移動局
第2条第1項第11号の31	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用基地局
第2条第1項第11号の32	TD-5G-NR(準ミリ波帯)用陸上移動局
第2条第1項第11号の33	FDD-5G-NR用基地局
第2条第1項第11号の34	FDD-5G-NR用陸上移動局
第2条第1項第12号	アマチュア無線局
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局(静止/オムニトラックス)
第2条第1項第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局(非静止/オーブコム)
第2条第1項第15号	加入者系多方向用基地局等
第2条第1項第15号の2	加入者系多方向用移動局
第2条第1項第15号の3	加入者系対向用移動局
第2条第1項第16号	テレメータ用等の固定局
第2条第1項第17号	非常警報用固定局
第2条第1項第18号	22GHz帯固定局
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯 小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム(模型飛行機無線操縦用)
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム(模型飛行機無線操縦用)
第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム
(旧)第2条第1項第19号の3	5GHz帯小電力データ通信システム
(旧)第2条第1項第19号の3の2	5.6GHz帯小電力データ通信システム
(旧)第2条第1項第19号の3の3	5GHz帯小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯 小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の4の2	60GHz帯小電力データ通信システム
第2条第1項第19号の4の3	60GHz帯小電力データ通信システム(10mW以下)
第2条第1項第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局
第2条第1項第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局(0.2マイクロワット以下)
第2条第1項第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局
第2条第1項第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)
第2条第1項第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局
第2条第1項第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(0.2マイクロワット以下)
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用 陸上移動局
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA陸上移動局
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA指令局
第2条第1項第20号の3	高度MCA陸上移動局等
第2条第1項第20号の4	高度MCA制御局等
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話(狭帯域TDMA)
	(親機)
	(子機)
第2条第1項第21号の2	デジタルコードレス電話(広帯域TDMA)
	(親機)
	(子機)
第2条第1項第21号の3	デジタルコードレス電話(TDMA/OFDMA)
	(親機)
	(子機)
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局
第2条第1項第23号	PHS基地局
第2条第1項第23号の2	PHS中継局
第2条第1項第23号の3	PHS試験局等
第2条第1項第24号	38GHz帯固定局
第2条第1項第25号	RZSSB
第2条第1項第25号の2	周波数自動選択RZSSB
第2条第1項第25号の3	周波数追従RZSSB
第2条第1項第25号の4	狭帯域デジタル
第2条第1項第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル
第2条第1項第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル
第2条第1項第26号	車両感知用無線標定陸上局
第2条第1項第27号	道路交通情報ビーコン
第2条第1項第28号	携帯移動衛星用地球局(静止/N-STAR)
第2条第1項第28号の2	携帯移動衛星用地球局(非静止/イリジウム)
第2条第1項第28号の2の2	スラヤ衛星携帯移動地球局
第2条第1項第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局
第2条第1項第28号の2の4	ESIM携帯移動地球局
第2条第1項第28号の2の5	Ku帯携帯移動地球局(非静止)(高度500km)
第2条第1項第28号の2の6	Ku帯携帯移動地球局(非静止)(高度1200km)
第2条第1項第28号の3	設備規則第48項第1項のマグネトロンレーダー(第3種レーダー)
第2条第1項第28号の4	設備規則第48項第1項の固体素子レーダー(第3種レーダー)
第2条第1項第29号	設備規則第48項第3項のマグネトロンレーダー(第4種レーダー)

第2条第1項第29号の2	設備規則第48項第3項の固体素子レーダー(第4種レーダー)
第2条第1項第30号	インマルサット携帯移動地球局
第2条第1項第30号の2	ESV携帯移動地球局(船上地球局)
第2条第1項第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局
第2条第1項第30号の4	防災対策携帯移動地球局
第2条第1項第31号	ルーラル加入者無線
第2条第1項第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局
第2条第1項第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局
第2条第1項第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局
第2条第1項第31号の5	80GHz帯高速無線回線用陸上移動局
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局
第2条第1項第33号	狭域通信システム用基地局
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局
第2条第1項第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局
第2条第1項第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項)
第2条第1項第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(設備規則第49条の15の第1項及び第2項)
第2条第1項第41号	18GHz帯基地局用等
第2条第1項第42号	18GHz帯陸上移動局
第2条第1項第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局
第2条第1項第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局
第2条第1項第46号	航空移動衛星通信システム
第2条第1項第47号	超広帯域通信システム
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム
第2条第1項第47号の3	超広帯域通信システム(7.587GHz以上8.4GHz未満)
第2条第1項第47号の4	超広帯域通信システム(7.25GHz以上9GHz未満)
第2条第1項第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局
第2条第1項第49号	WiMAX用基地局等
第2条第1項第51号	WiMAX用陸上移動局
第2条第1項第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局
第2条第1項第52号の3	WiMAX用屋内小型基地局
第2条第1項第53号	次世代PHS用基地局等
第2条第1項第54号	広帯域移動無線アクセス陸上移動局
第2条第1項第54号の2	次世代PHS用フェムトセル基地局
第2条第1項第54号の3	次世代PHS用屋内小型基地局
第2条第1項第54号の4	広帯域移動無線アクセス陸上移動局(eMTC)
第2条第1項第54号の5	NR-BWA用基地局
第2条第1項第54号の6	NR-BWA用陸上移動局
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルアー
第2条第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルアー(CATV網等接続型)
第2条第1項第57号の3	エリア放送用地上一般放送局
第2条第1項第57号の4	超短波放送のギャップフィルアー
第2条第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置
第2条第1項第59号	国際VHF(固定型)
第2条第1項第60号	国際VHF(携帯型)
第2条第1項第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局
第2条第1項第61号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用基地局(周波数インターリーブを行うもの)
第2条第1項第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局
第2条第1項第62号の2	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸上移動局(周波数インターリーブを行うもの)
第2条第1項第63号	700MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局
第2条第1項第64号	700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局
第2条第1項第65号	23GHz帯無線通信陸上移動局
第2条第1項第66号	23GHz帯無線通信固定局
第2条第1項第67号	11, 15GHz帯固定局
第2条第1項第68号	携帯用位置指示無線標識
第2条第1項第69号	6.5, 7.5GHz帯陸上移動局
第2条第1項第70号	電気通信業務用固定局
第2条第1項第71号	6.5, 7.5GHz帯固定局
第2条第1項第72号	無人移動体画像伝送システム
第2条第1項第73号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用基地局
第2条第1項第74号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動中継局
第2条第1項第75号	5.2GHz帯高出力データ通信システム用陸上移動局
第2条第1項第76号	150MHz帯VHFデータ交換装置
第2条第1項第77号	400MHz帯デジタル船上通信設備
第2条第1項第78号	5.2GHz帯小電力データ通信システム(自動車内設置)
第2条第1項第79号	6GHz帯小電力データ通信システム(VLP)
第2条第1項第80号	6GHz帯小電力データ通信システム(LPI)

注1. 「13GHz以上25GHz未満」は移動体検知センサー 24GHz帯、「25GHz以上」は移動体検知センサー 60GHz帯/ミリ波レーダー、  
その他は「13GHz未満」の無線設備となります。

### 3.証明、認証ラベルの料金

- (1) 技術基準適合証明の場合は、当社にて申込台数のラベルを発行しラベルを機器に付します。証明ラベルの費用は本別表1-1及び1-2に記載されている証明ラベル費用となります。
- (2) 工事設計認証の場合は、申込者自身で認証ラベルを作成し、認証された機器に付すことができます。尚、申込者の希望により当社準備の認証ラベルを100枚単位にて購入することができます。認証ラベルの料金は、20円/1枚(消費税抜き)となります。

### 4.その他の料金

- (1) 証明書、認証書の再発行  
各種様式にある別表第8号又は第8号の再発行依頼書に申込書の写しを添えて申し込みをしてください。再発行手数料は、5,000円です。なお、再発行した証明書や認証書には、再発行した旨を記載させていただきます。
- (2) 複写文書の提供  
ご要望に応じ、試験結果等の複写を提供させていただきます。ただし提供の際、有償とさせていただきます場合がありますので、仔細につきましては、担当者にご相談ください。
- (3) 技術基準適合証明及び工事設計認証の特性試験に係る追加料金
  1. アンテナ一体型試験方法による場合は、追加費用が発生します。
  2. 振動試験及び温湿度試験などの環境試験を実施する場合、追加費用が発生します。
  3. 比吸収率の試験を実施する場合、追加費用が発生します。
  4. 動的周波数選択機能(DFS)試験を実施する場合、追加費用が発生します。
  5. 複数の変調方式、動作モードなどを持つ機器で追加で試験を実施した場合、追加費用が発生します。
  6. 証明規則別表第1号に定める受信装置の試験項目のうち、副次発射以外の諸特性を測定する場合、追加費用が発生します。
- (4) 技術基準適合証明及び工事設計認証に係る減額等
  1. 複合無線設備(一つの筐体で種別が異なる複数の無線設備から構成される無線設備。)に係る申込みの場合、複合無線設備を構成する無線設備の手数料のうち最も高額な額に、その他の無線設備毎の手数料の額の1/2を加算した額といたします。
  2. 既認証設備の類似申告等で、個別手数料の設定が合理的であると判断した場合は、手数料を別途設定いたします。
  3. 前年度(1月1日から12月31日まで)の申込み(変更申込みを含む)の処理件数が20件以上の場合には、本年度の申込手数料については、10%を割引致します(試験料金は対象外)。
- (5) 出張業務費用、旅費、宿泊費、日当等  
当社の定める旅費規定によります。  
本件に関わる料金については、ご依頼の際あるいは当社より打診する際担当者より提示させていただきます。
- (6) 証明・認証業務範囲外の内容(必要と認め実施する試験或いは再審査を含むその他の業務)が含まれていた或いは発生した場合、その内容に係る業務の実施は、係る業務費用について申請者及び当社間で合意した後とし、その費用は別途請求させていただきます。

### 5.手数料の支払いについて

認証書発行日以降、当社経理部より請求書を発行いたします。  
支払い期限日までに当社指定銀行口座へ請求書に記載の金額をお振り込みください。